

1. 議事日程

(平成17年第4回安芸高田市議会12月定例会第3日目)

平成17年12月15日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

8番 赤川三郎 9番 松村ユキミ

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	監査委員事務局	佐々木 清
保健医療課長	川井清登		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
8番 赤川三郎君、9番 松村ユキミさんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
18番 岡田正信君。

- 岡田議員 議長。18番、日本共産党の岡田正信です。先に通告しとります2  
点について、市長にお伺いいたします。

最初に地域振興会と品目横断的経営安定対策、農水省が発表いたしました政策でございますが、これは昨日の一般質問でも、同僚議員が伺っておりますが、私は、その中の営農法人、集落営農法人、集落営農、認定農家、認定外の、まあいわゆる家族農家の、それぞれどのようなことが影響されるかについてと、地域振興会とのかかわり、それに加えて中山間地直接支払、これらに、中山間地直接払に加入しておる集落での影響ということで、まず最初にお伺いいたします。

農水省が発表したのは、4月、基本的なことは発表したわけですが、具体的に発表したのが、私の資料では、この11月11日に農水省のホームページ、多分同僚議員も、そのホームページで御存じだと思いますし、市長、執行部も御存じだと思います。

このパンフレットによりますと、こういうカラー刷りでやっとなるわけですが、これを最初手にしたときに、雪だるまに帽子をかかげて、何やら持っておるんですが、鼻に特徴があるんですね。日本の雪だるまだったら、あこに墨の黒いの置くんなんですが、あえて、赤い人参のようなモデル、表紙にしとるということは、アメリカとの関係があるんじゃないかと、想像、想定、私だけじゃないと思うんですが、ただ雪だるまですから、溶けてなくなるんですよ。日が照ってくりゃね。で、中身もよいよのところは溶けてなくなるような施策になって、まだ、詳しいメニューはできてない状態ですが、こういう中であって、営農法人、最初申し上げたこういう法人とか集落に対して、どういふ影響が出るかでございますが、よいよのところはまだ、具体的に発表して

おりませんが、わからない点が多々あるんですが、この施策に、北海道では14ヘクタールとか、この都道府県においては4ヘクタールという面積の基準があるんですが、これもまあ、定かではないというのが、昨日の答弁にもありましたが、しかし、最終的には規模を大きくしていかにかいかなと。そういうところは、はっきりしとるんですよ。それで、よいよのところは、その法人を主体とした日本の農業、1割しか残さんというのが、こうゆんで貫かれとるんです。こりゃ、国の政策じゃけえしょうがないと言やあ、それまでですが、しかし、まあ、安芸高田市に市長も茂谷というところに住んでおりますが、私は上甲立いうところですが、ともに山を抱えたこの田園の中に生きとるわけですから、もし農家自体は、これを国が決めたからといって、そのまま進めば1割しか残らんよ、という方針ですから、自治体そのものも、存続そのものが危惧されると思うんです。で、営農法人、集落法人、法人にすればいろんなメニューが出てくるから、一時的には、農水省のいわゆる育成事業に補助金が下りて、その維持ができる。これが、未来永劫にないわけですから、それは、それがまた変わると。しまいには溶けてなくなると。雪だるまの表紙と同じようになる。で、要は、それら農家の戦について、今安芸高田市では、各農家に対しても、機械の補助とか一部負担、畦畔工事には限度額を設けてやっております。こういう方向を、どれだけ維持されるか。今までのある、安芸高田市に現在あるそのものを維持されるか。なくされる方向で行政改革のもとに、そういうもんも財源を節約するということで、減らしていられるのか。まず1点お尋ねするところであります。

振興会との関係はですね、32の振興会、今立ち上げておりますけれども、これ、1つの振興会を例に見ますと、川根の振興会は、この川根で、地道な規約もつくりあげ、行なわれておりますから、川根一帯の荒廃地を防ぐには、この農業部門というのを位置付けておられます。ここでは、振興会との関わりがスムーズにいくかもわかりません。しかし、大体その振興会というのは、9月の議会でも、私申し上げましたけども、吉田の5千数百人の規模の振興会、あるいは、甲田町で言いますと、3つに大きく別れた振興会、これが、直接、農業政策とドッキングするということはあるし、できない状況であります。そこらの点を、どのように振興会の問題と農業政策を、どうドッキングするお考えがあるかどうか、お尋ねするところあります。

3点目の、中山間地直接払いの問題は、これまた、違う角度であります。これ、いまだにまだできてない集落もありますし、途中からでも加入されます。それと、今の横断的品目の未完成のメニューではあります。そこらの説明をどのようにされるか。先日の担当部長の説明では、この横断的、品目横断的経営安定対策のポイントと、こういう説明は、各地域に説明して歩くと言われるんですが、未完成のメニューと中山間地域直接払いの問題と、どのように話をされるのか。

メニューができてないものを説明するのは、大変難しいと思うんですが、できとるところだけで終わっては、ややもするとこちらの集落、こちらの集落で説明したことがですね、混乱を招くんじゃないかと、私は心配するんですが、どのように思っておられるか、お尋ねするところでございます。

2番目の固定資産税評価について、これは御承知のとおり、3年に一遍に見直しといたしますか、評価算定の基準が行なわれ、1月1日、つまり来年の1月現在で3年ごとにやられる時期にきております。御承知のとおり、6町が合併したわけですから、そのままを持ち込んでおる状況でございますが、聞くところによりますと、吉田町では、市街化区域か市街地区域ですか、あります関係上、ポイント方式で、一本でなくして路線方式も導入されとると。大方の市町村では、ポイント方式でございますが、それを、どのようにされるか伺うところであります。

後の質問については、答弁によりまして、自席にてさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの岡田議員さんのご質問でございますが、地域振興会と品目横断的経営安定対策についてのご質問でございます。

品目横断的経営安定対策の内容につきましては、昨日の加藤議員、秋田議員のご質問にお答えをしたとおりでございますが、本制度の推進につきましては、米政策改革推進対策並びに環境保全向上対策と併せて、取組んでまいりたいと考えております。

取組みの段階での地域振興会との連携につきましては、地域振興会の地域実態や規模など、さまざまな状況がございますことから、基本的には、農業の生産活動は、集落単位で推進に取り組む計画になろうかと思えます。なお、状況によりましては、地域振興会との連携も進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今年度から新たにスタートをいたしました、中山間地域直接支払制度との整合を図りながら、有効に両制度を活用できるよう推進をしてまいりたいと考えております。

本制度の支援の対象となります担い手といたしましては、御承知のとおり、認定農業者4ヘクタール以上を優遇するというところでございますし、一定の要件を備える集落営農組織は、20ヘクタール以上ということで、国が基準を示しておるわけでございます。しかし現状では、まだ地域実態要件の整備が行われており、この動向を見て、具体的な推進の取り組みをしてまいりたいとこのように考えておりまして、ご指摘のように、4ヘクタールと20ヘクタールの枠がそのまま当てはめられますと、この地域ではほとんどの農家が対象外と、こういう状況になってくるわけでございまして、議員ご指摘のとおり、我々も

その点については大変不満に思いますし、今後の対応をどのようにしていくかについては、知恵を出していく必要があるかとこのように考えておるわけでございます。また、地域振興会と、この横断的経営安定対策への関連でございますが、議員ご指摘のように、川根地域の振興会のように非常に広範囲な、しかも30年の歴史を持って、だんだんだんだん、一つ一つ積み上げをしてきてここまで来たと、こういう歴史があるわけでございまして、いわゆる地域経営を振興会が担うていくと、農協が撤退したあとの店舗の経営とか、ガソリンスタンドの経営とか、そこまで地域全体への経営を振興会が担うという、そういう地域経営までいく振興会へというのは、なかなか今ないわけでありまして、そこが、川根振興会が、評価をされているひとつの視点であるわけでございます。

しかし、現在ある振興会、32の地域振興会にそこまで求めるのは、私としては、ちょっと行き過ぎになるかと思えます。そのことを求めることによって、地域振興会そのものが崩壊をするという、私は危険性があると思えます。ですから、どこにも行って私は話をしますが、まあ、今までやりよったお祭りとか運動会とかそういうものから、地域コミュニティというのを入っていきますんで、何もかにもやらにゃいけんということで、肩肘はってもらって、荷が重たくなって倒れてもらっちゃいけんので、やっぱり似合ったところから、一つ一つやってくださいと、そのことが、やっぱり地域振興会が息の永い活動し、一つ一つ活動の幅を広げていくということになるかと思えますので、私は現在の段階で、地域振興会にこういうものを要求するのは、私は無理だというように思いますし、それをあえて要求すれば、地域振興会自体そのものが崩壊すると、こういう危険性がありますので、やっぱり、今まで中山間地のPR等、あるいは、転作のPR等、やっぱり行政集落単位にやはりPRをしていくと、今、今後もまずやり方だろうと、このように今考えておるところでございます。

また、詳しくは、担当部長、課長の方からご報告をしていきたいと思えます。

それから、固定資産税の評価についてのご質問でございます。

平成17年1月1日現在で、市内330地点の標準地を不動産鑑定士に委託し、評価をいたしております。標準地の価格決定に当りましては、市内全域の均衡が保てることを念頭に、公示価格及び土地売買の動向等を考慮のうえ、調整を行っております。この標準地評価額をもとに、旧町で行ってございました評価方法によって、平成18年度は課税をさせていただくよう準備をいたしております。

なお、宅地、雑種地における評価基準には、各町に相違点が見られますので、本年度から平成20年度にかけて、均衡化、適正化を図るための現地調査等を行い、安芸高田市としての見解を統一し、平成21年度の評価替えを目標として、調整してまいりたいと考えておると

ころでございます。

何分にも、本件につきましては、市内全域にわたる現地調査を伴い、時間を必要といたしますので、ご理解を賜りますように、宜しくお願いいたします。

なお、詳しい点については、再質問によって、担当課長からご答弁させていただきます。

○松浦議長

以上で市長答弁を終わります。

再質問がありますか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

18番 岡田正信君。

○岡田議員

再質問によって言われたら、質問せにゃいけないんですが、最後の方からいきましょうか。

固定資産税の問題につきましては、旧町から持ち込んだから、見直すというのが21年からというように伺いましたが、最初に私が言いました吉田町においては、市街地区区域に設けとるんか、路線方式とこのをとらえたというように聞いとったんだが、それはポイント方式なんですか。

330ポイント設けて評価するのに、路線方式で道路からなんぼとこのがあるんですが、ほとんどのところは、今ポイント方式でやとるんですよね。ちょっとお聞きしましたから、それはないのか再度お尋ねしますし、評価の問題が各町バラバラだということは、伺った答えのとおりでしょうが、例えば、農業施設において、畜舎なり、鶏舎なり、農業施設を田んぼに建った時の評価、これは、宅地並みに評価されとるのか、農業施設だからこの農地の評価にされておるのか。それから、どこの町でもそうでしょうが、家を建てて、その周りが畑であっても、あちこちにちょこちょことした物入りを置いとったら、全部を宅地として見られる場合がある。住々にしてあるんですね。そういうようなもんが、やっぱり整理せにゃわからん言われるんか。旧町においては、そこをきちっと地目によって農地なら畑なら農地ですから、畑の評価、宅地の評価、分けられとる、こういうのがあるんか。その2点ほどお尋ねすると、経営的安定の問題で、農業の問題では、前日の答弁、あるいは、今日の市長の答弁で、未確定なものが中にあるなかで進めていくというなかで、地域振興会のことは、直接重荷にはしないとされておる。それは当然そうです。それを押しつけるいう意味で尋ねたんじゃないんですが、農業の問題ですから、やはり、振興会そのものも、いろんな事業もやとる。メニューもいろいろ32が違うでしょうが、要は、地域を支えとるというのは、大方がこの農家、なんらかのかたちでかかわっておるわけなんですね。どこの地域でも。ですから、小さい農家が、この家族的な経営の農家が、その地域からいなくなると、農水省が進める集落法人、あるいは営農法人、大規模農家だけを育成したら、その法人すらが、この広島県とか言え

ば、安芸高田市のような山、川、田の形勢状況から言うと、何10町という大型農家では対応できなくなるというようなことも、やっぱりこの振興会に押しつけるんじゃないです。説明してわからんようになるなかで、やはり実態に則したこの農家経営が必要じゃないかということ、この安芸高田市が、方針として持っておかねばならんのではないかと私は思うんです。で、集落営農法人、あるいは、担い手の個人の認定農家、10町、20町もつくっておられる担い手の農家もたくさんあります。それらについての、中山間地の直接支払の問題の話、事業は別ですから、同じようにはできんのですが、実際はそこに住んでおるんですから、国の制度はこういう消えてなくなるもんじゃが、認定された場合は受ける方向で、計画はあくまで計画ですから、きちっとした計画立てんと、これに該当せんいう説明されるのか。計画ですから、中山間地域の支払の問題についても、経営の1年間にしても、この安定対策の問題にしても、経営の問題は、将来は一元化するという方針を掲げて採択に入ればそれでよしという説明をされるのか。きちっと型にはまらにゃあ、こりゃ駄目ですよという方針で説明されるのか。再質問をいたします。

○松浦議長

今、岡田正信君の再質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

品目横断的経営安定対策について、まあこの地域とこの新しい政策が、どのように地域のねせおこしに関係するかという基本的な問題であろうと思います。御存じのように今、農家というのは、この地域の農村地域というのが、ほとんどが兼業農家で、兼業農家が地域全体を支えておる。兼業農家がないなら、地域そのものが崩壊するというのが、実態であるわけでございます。そういう中で、国が示すそういう大規模農家だけを優遇するという措置というのは、国はそういう方向が出てきておりますが、やはり国も、日本経済全体、世界的なグローバルな経済の流れの中で、不本意ながらそれをやらざるを得んというのが、今、実態であろうかと思えます。

そういうことで、今後は、それを実施していく中で、いわゆる小規模農家の対策というのは、今度はきめ細かい市政の中でやっていただく必要があらうと、このように考えますが、しかし、御存じのように、財源が非常に厳しい状況になっておりますので、どこまでそれが実現できるかというのは、また財源を見ながら、考えていかないとはいけんと考えておるわけでございます。

まあ、地域振興会というのは文化もあれば、福祉もあれば体育もあるし、いろいろな行事をその中に包含をしておりますので、その中でやはり農業も包含もしておるといことでありますので、やはり振興会も共通の課題として考えていく必要があらうと、このように考えております。

それから、次の固定資産の問題については、それぞれ担当部課長が

来ておりますので、その方から詳しく答弁をさせていただきたいと思えますし、また、この横断的な経営安定対策についても、担当部長の方から補足説明をしていきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長

議長。固定資産評価の件のお尋ねでございます。

御承知のように、評価方法には路線評価方式と、また標準の其他方式がございまして、吉田町においては、路線評価方式で行なっております。あとの5町につきましては、其他方式でございまして、路線評価におきましても、やはり標準地点を定めまして、その評価を出していくというのが決まりになっております。当然その、330点の中には、その点数も入っているという段階であります。

次にあの、農業施設等の宅地等の件であります。土地には大まかに分かれまして、宅地、雑種地、また農地、林野とそれぞれあります。

宅地につきましては、また居住用とか、いろいろ雑種地中にもそれぞれ農業施設等がございまして、税の面で言いますと、居住用宅地についてはある程度方式がございまして、200㎡以上とか、10倍以上とかいうものがございまして、それにつきましては、減免の方式がありますが、農業施設等と、また工業施設等につきましては、雑種地、その他の評価というかたちになろうと思えます。

よく居住用の宅地の周りを、まあ、畑を宅地にされて運用とかされております。その中に、居住用宅地の中に含まれるかどうか、別問題であります。原則的には、この地目変換ではなく、地目変更の課税でなくして、11月1日現在の現況の課税というかたちになります。

農地の場合には、当然農地転用等の報告もあるわけですが、原則としては、その現在の地目というかたちで、課税をさせていただくのが原則としております。

○松浦議長

はい。続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産設振興部長

それでは、品目横断的な経営安定対策にかかります。補足の説明をいたします。

このたびの経営所得安定対策の大綱の中では、基本的には3つの対策が講じられるようなことになっております。ご質問いただいております品目横断的な安定対策と、それから、現在行っておりますが、米の生産調整の関係の米政策改革推進対策と、それからもうひとつは、特に多面的機能の保持という観点から、農地水環境保全向上対策とこの3つの対策が、講じられるとの内容でございます。

ご質問がありました中山間地域直接支払いとの関係でございまして、現段階では、制度的には、別々の制度として運用するというふうに関き及んでおります。この特に関連しますのが、環境保全向上対策と、これについても中山間と同じような内容で、農村の財産である土、水

という分野の環境保全をしていこうということでの支援を、国が反当  
2, 100円、これは田の場合ですが、そういうかたちで支援をして  
いくということで、交付をされるような要点になっております。

これらについては、中山間直接支払いと大きく相違するのは、中山  
間は個人への交付となっておりますが、この環境保全向上対策につ  
きましては、集落あるいは団体へ交付ということで、あくまでも共同活  
動へ対しての交付をしているということでございます。そういった意  
味では、先ほどからお話しがありますように、集落営農のひとつの誘  
導策、あるいは生産活動を通して、地域活動への広がりを持ったと、  
誘導策にもつながっていると思いますので、こういったひとつの対策  
を、今回の推進の中で十分に地域へ説明をさせていただいて、本市が  
目指しております集落営農の推進にも活用していきたいと考えており  
ます。

それから、本制度へ乗っていくように、認定農業者、あるいは集落  
営農の組織の立ち上げの要件でございますが、これにつきましては、  
昨日答弁させていただきましたように、地域実態の具体的な数字が、  
まだ、今調整をしている状態でございます。国が示しております最低  
限の要件は、どうしてもクリアをしないと認定はされない、というこ  
とにはなろうかと思っております。

ご質問の中にありましたように、非常にまあ、今の要件でいきます  
と、本市の場合は個人に、あるいは団体にしろ、非常にまあ、該当が  
少ないという状況でございますが、できるだけこの制度に乗れるよう  
な方法で推進をしてまいりたいと思います。

ちなみに現在、3ヘクタール以上経営をされております個人の方が、  
90戸おられます。こういった農家を中心としながらですね、認定農  
業者等の推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○岡 田 議 員

議長。

○松 浦 議 長

18番、岡田正信君。

○岡 田 議 員

議長。認定農家の問題ではですね、その自治体が認定すれば、認定  
農家に、このパンフレットはちょっと古いんですが、そのように県  
の方が出しとる資料でございますが、古い言うて、15年じゃから、ま  
あいいか。この認定農家とは、また今の部長が言われましたような、  
新しい政策では、将来の目標を計画的に出して、方針をつくると。そ  
の要件としては、この法人化計画から、主たる従事者の所得の目標と、  
経理の一元化というような3つくらい大きなポイントがあるんです  
よね。で、私が心配するのは、そういうことがきちっとできなかつた  
ら、このメニューには入れないんか、施策に入れられないんか。だから、  
計画ですから、法人化しよう思うたら、何年か先に、目標ですから、

いよいよできだっても、所得の目標もそうですよね。所得の目標たって、こういう状況で、目標設定ができんのんですよね。今までも、認定農家にしてもらうのに、そういうレポートを出して、5年先、10年先は農業所得これだけありますというのを、言葉悪いんだが、嘘でも書かなんたら認定してもらえんのんよね。そりゃ、嘘書くんじゃないんじやが、計画しとつても下がるんですからね、価格が。というようなことで、このたびの新しい政策を、これ来年の、その次、再来年実施ですよね。県では何地区ですか。6か7ヶ所か、モデル地区を来年発足するいうとるんだが、近くでは、大朝が環境保全事業の部類に指定されたかなんか、県の方から指定されて説明会を開いたそうなんですけど、どこまでいっとるか私知りませんけども、大朝町、今大朝町、言うんじやないんか。旧大朝町でいきましょう。今から旧大朝町のその地域が、ひとつの地域としてモデルになるわけですから、その旧大朝町の農家の皆さんが、全体を雇用施策にやってみようということでしょう。

ということになりますと、例えばですよ、安芸高田市が、その事業に参加するとは別としても、市がひとつの事業体になって、このメニューにおいて、各集落にこの財源を取り入れるという方法は考えられるでしょうか。お尋ねいたします。

○松浦議長

ただいまの再々質問について、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

はい。個人団体のこの制度にかかります認定のことをございます、まず個人の場合は、認定農業者の認定が必要であるということをございます。この認定農業者の要件が、ご意見がありましたように、各自自治体で定めた要件をもとにですね、県知事の方に申請しておることをございます。で、ここで問題になりますのが、目標として掲げております農業所得の数字でございまして、現在安芸高田市の場合は600万という数字を掲げております。先ほどありましたように、非常にまあ、農業所得で、500万、600万をあげるのは、非常に厳しい状況でございます。先般の国の方の説明会の中でも、この目標としております金額を、地域実態に合ったかたちで設定をしてもよろしいという話ではありました。ただ、昨日も申しましたように、広島県においては、国の方が申されましても、ある程度のハードルの高い所で、取り組みをしていきたいというようなご説明もありました。そういったようなことで、現在600万という目標を掲げております所得目標額を、どこまで下げられるかということがひとつのポイントになるろうと思います。おっしゃったように認定農業者の申請については、あくまでも計画で申請をするということをございますので、それについては、一人でも多くの方の申請をしていただいて、認定農業者となつていただいて、この制度に乗っていただくという方法はとれると考えております。

特定農業団体の集落営農組織でございますが、これについては先ほどもありましたが、5年後、まあ、法人の立ち上げを目標として、取り組みをして下さいということでございます。これは、まああくまでも、出発時の目標でございますので、目標に掲げれば、要件は満たすということになります。その他の要件が大きくは、農地の利用集積の目標を掲げることでありますとか、規約等の整備、それからもう一つ問題になりますのが、経理の一元化ということでございます。これが、整わないと認定ができないということでございまして、いわゆる法人化を立ち上げるというような内容になってこうと思います。実態はですね。そうしますと、非常に地元にとっても、大きなエネルギーがそこで必要となろうと思っておりますので、これまで、市としましては、法人化の取り組みを、積極的には進めてきておりません。

そういった意味もございまして、とりあえずは、集落営農、集落で低コストを目指した営農計画ですね、取り組んでいただきたいということの推進を、今回は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、岡田正信君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 山本三郎君。

○山本議員

はい。15番、政友会、山本三郎が、通告に基づきまして質問をいたします。質問事項は、就学前の児童の健康診断についてでございます。

来春、小学校へ入学される就学時の子どもさんたちは、一日も早い入学を楽しみに待っておられることと思います。また同時に、喜びと不安もあることと思います。保護者の方々も子どもの成長を喜び、入学の準備をされてると思いますが、現在、児童生徒取り巻く状況で、幼い子どもたちの悲惨な事故が相次いで発生していますことに、不安と心配とも交差しておることと思います。子どもさんの成長を楽しみに、健康で学校生活を送ってくれることを願っておられるものとも思っています。

さて、質問についてですが、学校教育法の規定を受けて、市町村の教育委員会では、就学時の健康診断を実施しなければならないとされています。規定での学校保健法には、快適な環境の下で、学校教育を行なわれるようにとされています。その法の中で、ひとつは、学校保健安全計画の作成。2つめは、学校環境衛生の維持、改善。3つ目に、健康診断の実施。そして、4つ目は伝染病の予防。そして5つ目には、学校医の設置等々の規定がされております。このことは、心身ともに健康な児童生徒の育成を目指して実施されているものであります。また、快適な環境で教育を受けられるよう、保健管理としても、最も重要なことであると認識するものであります。

そこで、来春入学される児童を対象に実施されました健康診断が、

向原町では従来の町内の施設で実施されていたものが、今回は甲田町で実施されました。そのことにより、保護者から、なぜ従来実施されていたものが変更になったのか問われています。また、市内の状況で吉田町と高宮、美土里町と八千代町、2回に分けて、吉田運動公園で分けて検診を実施されたとも聞いております。

私は、今、安芸高田市の教育方針の中で、次世代育成事業計画に示されている少子化対策、子育て支援、母子家庭の支援、働きながらの育児支援とか、非常に耳さわりの良い言葉がかけられていますが、このたびの健康診断の実施では、働き盛りの保護者は、勤務されている方には、勤務中に休みを取らなくてはなりませんし、また、休みが取れない場合には、家族の者が便宜を図らなくてはなりません。教育方針で言うておられることと、やっておられることは、相反しておるものと私は受け止めておるところであり、向原町では、従来保育園の施設で学校医が検診され、保護者には負担が軽減されていたものであります。

なぜ、このような変更された経緯を伺うものでありまして、また過去において、各町はどのように実施されていたのかもお尋ねいたします。また、就学時は各町で、何名検診を受けられたのかお尋ねします。

なお、教育長の答弁後、再質問は自席において質問させていただきますので、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

○松浦議長

ただいまの山本三郎君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの、山本議員のご質問にお答えいたします。

今年度、就学時検診におきまして、事務局の不手際により保護者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、まずもって、お詫び申し上げます。

就学時健康診断は、学校教育法第22条第1項に基づき、学校保健法第4条にあります就学予定者の健康状況を把握し、治療の勧告、その他保健上必要な助言を行うなど、適正な就学指導や義務教育を円滑に実施するため、教育委員会が実施するよう義務づけられております。

この健康診断について、教育委員会といたしましては、行政改革の一環といたしまして、安芸高田市の統一的事業に整理いたしました。その際、保護者の方に連れて来ていただくことを原則とし、従来6会場で行なわれていたものを、吉田運動公園、ふれあいセンター甲田の2会場で行なうことにいたしました。

しかしながら、初めての試みでありましたので、事務局として時間的な見通しが甘かったり、診察いただいた医師のスケジュールを、十分に把握していなかったという不手際があり、参加いただいた保護者の方、子どもたちにご迷惑おかけしたのは、事実でございます。大変申しわけなく思っております。

今後、事務局といたしましては、今年度の反省にたち、見通しを持ち、段取りをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただ

きますようお願い申し上げます。

なお、本年度実施いたしました就学時検診の受験対象者は、吉田運動公園が193名、ふれあいセンター甲田が、66名を予定をしております。これまでは、ひとつの町の中に、学校が3校、あるいは複数校ある場合には、別の保育所以外の所で、例えば吉田町で申し上げますと、対象園児は吉田幼稚園、吉田保育所、可愛保育園、そして入江保育園と、4園所があるわけですが、これは、運動公園で実施するというような状況でございました。向原町の場合では、向原こぼと園1カ所でございますので、向原こぼと園で実施しておったというものでございます。

今年度、先ほど冒頭で申し上げましたように、安芸高田市になったということもあわせて、統一的に実施したいということから、そのように行ないましたけれども、不手際があったということに対しましては、事務局を担当しておる者といたしまして、冒頭申し上げましたように、誠に申しわけなく思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

○山本議員

議長。

○松浦議長

15番 山本三郎君。

○山本議員

はい。ただいまの教育長の答弁で、理解を得なければならないわけですが、まだ、理解に苦しむところもあるわけですが。

私は、保護者に対して優しい心配りが、私は、教育委員会に失われておるのではないかという感じを持って、今失望をしておるところもあるわけですが。このたびの検診につきまして、私は、教育委員会につきまして、保護者に対しての説明不足もあると思います。先ほど教育長も、いろいろな面で不手際があったことということで、非常に心を痛め、詫びをされたことは理解をいたします。この行政改革のもとで、統一をはかりたいということで、このようにされたようにお聞きしたわけですが、先般の16年度の決算特別委員会で、次長の説明の中でも、教育委員さんの方々には、ゆるやかな改革をすべきではなかろうかというような指摘もされておるんだ、ということもお聞きしまして、私は、今まで教育に関する事で各町それぞれ、いろいろ当時の関係者が保護者、あるいは児童、その他のことを考えながら、いい取り組みをされてきていたもので、やはり、その行政改革とはいえども、いいことはやはり継続をすべきではないかと思っております。

この点について、今後やはり、もう一度教育委員さんらとの会合をもたれまして、調整をしていただければと思います。そして、この改革によって、例えば経費の大きな削減というものに、つながっておる意味もあるのではなかろうかと思いますが、これ、学校医への報酬等考えた時に、いくらかこうした一同に集めてやられたことで、多少の

経費は少なくてすむという面もあろうかと思えます。

私は、教育というものは、経費の削減を重んずるばかりではないものが教育の方針の中には必要ではないかと、そのように思うことがあるわけでございます。子育ての支援とかいうものについては、非常に、私は経費の削減以外に重いものが、私は感じております。というのは、やはり将来を担ってくれる子どもを、育てる支援に力を継ぐと、いうことを考えますと、そこらは十分考えなくてはならないと、こう思っております。児童、生徒、学生及び幼児の健康診断いうもので、学校保健法の第6条です、毎年、毎学年定期的に健康診断を行なわなければならない、ということがうたわれておりますが、このたびの健康診断で、1カ所に集めて合理的な方法でやられるということは、今度は毎学年、定期的な健康診断を行なうということになりますと、これは非常に学校だけのやらなくてはいけない感じが出ます。合理的にやるとすれば、このたびのように、甲田町と吉田町へ会場を設けて学年ごとにするとすることは、私は非常に難しいんじゃないかと思うわけでございます。そういうことを考えますと、このたびの、この就学時の健康診断も、そう1カ所に集めたからといって、経費的にどうこう考えるよりは、やはり、その児童、あるいは保護者が負担と言いますか、そういうものに見やすくできる方向をされた方が、私は従来のとおりがいいんじゃないかと思っております。

そこで、このたび、健康診断をされた後の総合的な評価として、学校医の方からの指導を、学校側へ何らかのかたちで指摘されておると思いますが、今回は耳鼻科の検診と聞いておるわけですが、就学時の予定者の状況を把握して、保健上必要な助言をするということになっておるわけですが、現在、このたびの検診において、どのような助言と言いますか、評価の方を、学校医から受けておるかお尋ねします。これは、今回の検診とはちょっと大きく離れるかもわかりませんが、今の小学校、中学校あたりのです、健康診断で過去をさかのぼることもあろうかと思えますが、全国的に今、安芸高田市の健康的な診断で、評価はどのように、全国的に比べて、子どもの成長ということが大体全国レベルを見たときに、どのような学校医の方からも評価は受けておりますか、もしわかればその点もお聞きしてみたいと思います。

以上、まだ、たくさんありますが、時間の都合もありますので、また、質問させていただきます。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

山本議員さんの再質問の答弁でございますが、まず最初に経費の関係で、どのくらい削減になったのかということでございますが、行政改革の一貫としてということで、先ほど教育長が答弁をさせていただいたわけでございますけど、そのこと以外の理由もたくさんあるわけで

ございますが、削減になったことも間違いはありませんので回答させていただきます。

16年度は、市内のそれぞれの町で、それぞれの保育所等でやらしていただいたわけなんです、その経費が46万1千円余りということでございます。それで、17年度は2ヵ所でやらしていただきまして、15万8千円ということですので、約30万3千円の経費節減にできたというのが、実態でございます。それから、16年度以前につきましては、各町によりましては、耳鼻科等の医師がおらない町もありますので、統一的な診断ができていなかったというのが、実状でございます。吉田町、向原町については、耳鼻科の検診をされておったわけでございますが、あと、八千代から甲田につきましてはですね、内科しかやっておらなかったということでございますが、今回法によりましてですね、16年度からやるようにしたわけでございます。それとあわせて、耳鼻科医の確保が難しいと、ということが1点、あるわけでございます。16年度は吉田病院で、2名の巡回医師がおられたわけですが、17年度からは1名に削減されたということでございます。それから、向原町には中村医院さんがおられますが、この方につきましてもですね、週水曜日に1回しか診察されないと、それ以外は、高陽の方で開業をされとるというわけでございます。そういうことと、吉田病院は、毎週金曜日が耳鼻科のお医者さんが出勤されるということで、毎日はおられないと、そのために市内の各保育所等ですね、毎週出勤するということは、吉田病院で診察ができないという事情がありますし、吉田病院で1名になったんですが、非常勤医師をですね、1名で、2名やられる日もあるということでございますが、毎週非常勤医師に診察をさせるわけにはいかないという事情もあるわけでございます。それから、内科、歯科、耳鼻科、同日に診察いたしますんですが、ご承知のように内科、歯科につきましてはですね、毎週木曜日の午後、休診をするようになっております。耳鼻科につきまして、先ほど申しあげましたように、中村先生については、水曜日、吉田病院については、金曜日というように、違うわけでございます。どちらかを優先していただくということございまして、内科、歯科の方へご無理を言いまして、2会場に来ていただいて、検診をしていただいたわけでございます。経費削減もあるわけでございますが、そういう医師の確保が難しかったということで、ご理解をいただきたいというふうに考えておりますし、今後も2会場で行っていききたいというふうに教育委員会では思っております。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で、再質問を終わります。

再々質問がありますか。

○山本議員

議長。

○松浦議長

はい。15番 山本三郎君。

○山本議員

はい。今いろいろ答弁いただいたんですが、医師の健康診断の方はいろいろありましたが、私はその方法もですが、働き盛りの保護者の支援というものを考えた時に、差し引きで31万円の削減という金額になろうかと思いますが、やはり、全体的な259名ですか、今の対象にされているその人達の、保護者のいろいろな立場を考えたときに、やはり31万円の差額の重みと、保護者のいろいろな支援をされる捉え方だと私は思うんですね。そこらをどのように考えておられるかお聞きします。それと、この教育改革というものは、私は教育関係者と保護者、児童、生徒がひとつになった心と心が通い合う、通じ合う教育の改革が最も大切で、私はあると思うんです。

そういうことにつきまして、この教育改革の重みを、教育長はどのようにとらえておられますか。その姿勢をお伺いします。

○松浦議長

ただいまの再々質問の答弁を求めます。

まず、教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。それでは、先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

冒頭、私の方から、行財政改革の一貫としてと申しましたのは、お金がたくさんかかるから削減するというのを、一番の目標にしとるわけじゃないんです。医師の確保が非常に難しい。今までは、ひとつの町でやりましたら、4校か5校でありましたら、ある程度の時間を切ってもできるわけなんです、19校を実施してもらおうということになりますと、1回の診察を受ける幼児の数が、非常に大きいというのがあります。やむを得ず2会場にさせてもらっておるというのも実情でございます。ただ、その場合に保護者の方に引率をと言いますのは、連れてきてもらって、連れて帰ってもらおうということがありますので、それで、保護者の方も子どもさんの健康状態について、小学校に入る前に一緒になって聞いてもらいたいということがありまして、就学時検診は保護者が同伴、3歳児検診についても、同じように保護者が同伴しておられますけれども、できるだけそのようお願いしたいと、できるだけ自分の子どもの健康について知ってもらいたいと、いう思いがあるんだというのもご理解いただきたいと思います。

次に、改革ということで、言葉だけで改革するということは、決して私はいいとは思っておりません。やるからせめては、それなりの根拠と理由がないと、市民の人に信頼される学校づくりはできないと、このように思っております。この就学時検診につきましては、各学校が、責任持ってやるという中身ではなしに、教育委員会自体として、事務局の責任で行なうということございまして、すべての市民の皆さんにご理解をいただけるような動きをしていなかったことについては、今年度の反省を踏まえながら、就学時検診について、いろんなかたちで早めをお願いをさせてもらうとか、あるいは学校の方からも話をさせてもらう、あるいは保育所の方からも話をさせてもらうというふうに動きたいと、このように思っております。

先ほどの質問の中でひとつ答弁が落ちておりましたので、追加いたしますけれども、就学時検診以外にですね、健康診断を毎年実施しなくてはならないということがございます。その点についてはですね、全部の園児、それから児童、生徒合わせますと、市内2千7百人ばかりの生徒がおるわけでございます、その中で、それぞれの診察すべき医師の担当の方がおられるかということになりますと、非常に難しい。だから2千7百の人を、子どもたちを2カ所に集めるということとなると、それはまた大変ということになる。したがって、時間はかかりますけれども、それぞれの学校等で行う方が、一番有益だろうというようにこの件に対しては思っております。

ただし、4月の時点にすべてができるというのは、医師の確保の面では非常に難しい。その点については、教育委員会、事務局の責任でございますので、努力をしながら、お願いをしながら、できるだけ学校教育そのものに支障がないように進めてまいりたいと、このように思っております。

それから全国の状況と、安芸高田市内の子どもたちの健康状態について、どうなんかなというご質問でございましたけれども、中身については、比較する資料を、私持ち合わせしておりません。しかしながら、校医さんで診察してもらったときに、あんたはこういう点、例えば脊柱がまがっておりますよと、この間については気をつけなさい、学校の先生の方からも指導して下さい。あるいは、虫歯等があった場合には治療を早期にやして下さいと、夏休み中においてになる場合には、そういう便宜もはかりますよと、医者の方からも話を聞かせていただいておりますので、それを聞きながら、それぞれの個々の子どもの症状に対応して、本来の学校教育に専念、健康な生活ができるように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、山本三郎君の質問を終わります。

お諮りします。

この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

16番 今村義照君。

○今村議員

議長。16番、今村でございます。先の通告に基づきまして、大枠3点をお伺いをいたします。

まず、政策評価、目標管理の観点から、長寿のまちづくり、あるいは市づくりを目指されないかという点でございます。

長寿のまちづくりと言えば、ただ長生きだけを目指すことというふうに連想されがちですが、安芸高田の町づくりの概念として、人、輝く 安芸高田のまちづくり、がごございます。その概念のとらえ方は、人それぞれの考え方がございまして、行政の目指す市民へのサービス提供のあり方が大きな範囲で広がらなければ、市民が輝いている実感はわいてこないのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。人、輝く 安芸高田を目指すのであるならば、それは、大変宗高な目途であり、市民の共通の願いであり、生きていく上での誇りでもあるわけでございます。そのためには、その共通課題のキーワードを示して、そのキーワードから来るイメージを誰でも連想でき、その、人、輝く 安芸高田の共通課題に向かって、行政と市民がともに手をたずさえて頑張っていける政策を展開していくことが、肝要であるというふうに思うわけでございます。

その観点から、私の示すキーワードは健康づくりでございます。もとより健康とは、人間が心身ともに健やかにして、さわやかに生きがいを持って生きる喜びに感謝して生活できる状態。これが、健康だというふうに思うわけでございます。

もとより、健康づくりは、高齢者だけのものではございません。次世代の子どもたちにとって、知、徳、体のバランスある育成であり、その育成をさらに進めるためや具体的な目標指標を掲げた政策展開、その他環境整備の必要性の有無など、そういった教育関係、健康であるための物的な財の、社会的資本の確保は当然であり、市全体としての生産性の向上は、生活の糧でもあり、産業振興や地域振興にも関わる問題でもございます。そのひとつの事例施策として、後ほど同僚議員が農業施策と健康について質問することになっておりますが、事程左様に、健康というキーワードから、具体的な施策のあり方は、限りなく広がってくるというふうに思うわけでございます。

現在の安芸高田市の地域状況を見た時、少子高齢化社会の縮図であり、今後、ますますその状況は、増加していくわけでございます。ならば、その対応のために、より具体的な安芸高田市の施策として、長期的、中期的、短期的な施策目標として、そのあるべき姿を目標として示し、具現化する政策が掲げなければならないというふうに考えるわけであります。

そこで、政策として、長寿のまちづくり、その前提として健康づくりを展開すべきであるというふうに提案するものでございます。政策を市民とともに共有するためには、政策評価制度と目標管理制度のシステム化が必要でございます。そこでその、システムを導入することによって、その目標を指標化することによって、施策推進をより日常化することが、政策評価のキーポイントであるというふうに考えるわけであります。

このような観点から、3つの具体的な目標設定値を掲げた視点から、

今回は、高齢者層にしぼった施策を主に提案いたしたいと思うわけでございます。その1つ目は、10年後、平均寿命を男女ともに2歳上げる施策。2つ目に、寝たきり老人を半減する施策。3つ目に、国保、老人保険の20%の削減の目標設定。これらについて、早急に政策を展開させるお考えはないかというのが、大卒1点目でございます。

次に2点目に、行革の視点の中でも、公務員改革を進めるために、学校給食、保育所運営の外部委託、もしくは民営化を早速に行なわれないかという点であります。

真の分権型社会を目指すのは、安芸高田市の市政を進める上で、重要な課題であります。なかでも地方公務員改革をダイナミックなかたちで進めることが、長引く不況の影響で、税収の落ち込み、危機的な財政状況に対処するためには、これまで聖域化されてきた公務員改革、公営企業、公営事業に踏み込まなければ、財政のスリム化は、避けられない状態にあるわけでございます。先の9月定例議会で、行革度のランキング全国市勢において、安芸高田市の位置付けが下位グループに属しているということで、市長には大変不快の念を与えたかも知れませんが、ここに行財政改革を阻害する象徴ともなっている、市町村の学校給食の外部委託比率は、全国で44%と言われております。

一般的に市町村は、財政基盤の脆弱な市町村ほど、その比率が低いとされておりまして、行革に背を向けていると言っても過言ではないわけでございます。その具体的な改革の第一歩として、学校給食事業や保育所運営の外部委託、民営化に向けて早急に施策転換を図られるべきではなかろうかと提言いたしますが、この案件における市長及び教育長の見解をお伺いするものでございます。

3つ目に、幼稚園と保育所の連携、または、一体化に向けた対応についてでございます。

先日の同僚議員の質問で、そのことは触れられておりますが、少し視点を変えたかたちでご質問をいたします。

保育所に預ける親にとって、今やゼロ歳時から5歳に至るまで、保育をしてもらいながら小学校に上がる前1年くらい、先ほども出ていましたが、就学前教育を望んでるわけでございます。国も子育て支援策から長時間保育、延長保育に対しまして、そのための予算は増額しておりますが、これまで自由保育があまりに優先され、子どもの意志を尊重するという名目で、ともに耐えるという気持ちを持ち合わせずにして、小学校に上がることになっているのが現状です。一方、幼稚園では、夕方まで子どもを預かってほしいという親の要望もあるわけでございます。しかしながら制度の違いがございまして、職員が受け持つ子どもの数も幼稚園と保育所では異なっております。幼稚園の中で、2~3年前から幼保一体化が叫ばれるようになって、各々の保護者にとって就学前教育は共通の願いでもございます。幼保の併設や、一体化のカリキュラムの採用に踏み切ったところでは、10年以上も前

から幼稚園教諭と、保育所の保育士の両方の資格を持った方を採用して、将来の計画、あるいは今後の対応に、細かい施策をとっておるところでございます。今後の少子化と女性の社会進出が進む中で、保護者の要望に応えられる職員の採用、施設の整備など、これらの方向についてどのようにお考えか、市長並びに教育長の見解をお伺いするものでございます。

以上、答弁によりましては、自席で再質問させていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

はい、議長。ただいまの、今村議員さんのご質問でございますが、それぞれ、私が答弁させていただき、その中、間に福祉保健部長、また、教育委員会の教育長が答弁する項もございますので、一緒に一連の関連として流して答弁させていただきたいと。また後ほど、ご質問がございましたら、それぞれ今具体的に行っております長寿社会を目指した施策等については、担当課長等来ておりますので、もちろん保育の問題も同じですが、具体的に答弁をさせていただきたいと思いません。

まず最初に、長寿社会の問題のうちの、まず、10年後の平均寿命を2歳以上上げる政策についてと、こういうことでございますが、御承知のように、日本人の平均寿命は男女とも世界第1位。これは、平成15年、12月18日現在ですが、男性が78歳、女性が85歳でございます。また、このうち、自立した生活ができる期間を、健康寿命と表現しておりますが、男女とも、これらも世界第1位で男性が72歳、女性が77歳となっております。しかし、平均寿命と健康寿命には約6歳の差があり、男女とも、約6年間は介護を必要としながらの老後であると、いうように想定されるわけでございます。

本市では、認知症や寝たきりにならない状態で、健やかに自立した生活を送ることができるということを目指し、現在保健師と栄養士で、健康づくり事業、また、健康寿命を引上げ、認知症や寝たきりにならないために、病気を早期に発見する検診や生活習慣病予防教室、また、プール健康教室などに取組んでおります。また、健康寿命を短縮させ、生活の質を低下させる生活習慣病を予防するための、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣改善の取組みを、進めているところでございます。

それから、次の寝たきり老人を半減する施策の具体化についてと、こういうことでございます。

本市では、健康寿命を伸ばすために、今年度を実施いたしました健康づくりアンケートをもとに、健康日本21を勘案して、平成18年度に安芸高田市健康増進計画、仮称でございますが策定を予定いたしております。この計画策定にあたりましては、いろいろな健康教室等に参加された方々からのご意見を参考にさせていただき、行政の取

組みだけではなく、不十分と思われる部分につきましては、今後の保健事業展開に保健師等、保健事業担当者のみならず、自分たちの健康は、地域で支えあい守っていくとの立場で、地域の皆様のお力を拝借して、今後の保健事業の推進を行う必要があると考えております。また、平成18年度から実施をいたします、地域支援事業や、新予防給付の取組みにより、寝たきりゼロを、目標にしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、長寿の問題で3番目の、国保、老人保健の20%削減する目標設定ができないかという、こういうご質問でございます。

国保、老人保健の20%削減という問題については、先ほどから申し上げておりますこれからの目標を達成することによりまして、先ほど申し上げましたようなことをいろいろ実施しながら、目標を達成することによりまして、健康寿命と平均寿命をともに引上げ、このことが、国保や老人医療費の引下げに、おのずとつながるものと確信いたしております。

なお、今後の保健事業の展開につきましては、行政と地域がともに支えあうことが必要とされますことから、地域の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それから、学校給食、保育所運営の外部委託及び民営化についてのご質問でございます。

このことにつきましては、行政改革大綱にございますように、基本的には市民の利便性、信頼性及び費用対効果等を十分に勘案いたし、民間の専門性や効率性が発揮できると判断しました事務事業につきましては、議員のご指摘のように、民間委託を進めるべきであると考えております。外部委託や、指定管理者制度を効果的に導入するためには、いわゆるガイドラインを整備する必要があると考えております。

本市では、本年度4月から一部業務委託の制度を導入いたしておりますが、今年度の取組みは、あくまでも、任用の適正化という観点からの見直しを優先したものでございます。

この制度の導入に際しましては、議会の皆様方にもいろいろとご心配をおかけいたしました。現在のところは円滑に業務を進めさせていただいており、来年度に向けた取組みを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後さらにステップアップを図り、民間委託の成果が発揮できるよう、適時見直しを進めていくように考えておるところでございます。

以下、補足の説明は学校給食、保育所のただいまの問題については、福祉保健部長と、教育長の方から補足を説明させていただき、さらにそれが終わった後、私の方から幼稚園の問題にお答えしたいと思います。

○松浦議長

引き続き、質問に対し答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。それでは、保育所運営の外部委託等についてということをございまして、現在、市内の保育所は公立10カ所、私立4カ所、合計14カ所ございます。この保育所が果たすべき役割は、公立、私立を問わず、子どもたちを心豊かに、健やかに育むことが、最も重要なことをございます。外部委託、民営化につきましては、現在、行政改革推進計画の中で検討を行っておりますが、聖域なき行政改革が求められる時代にあつて、ご指摘のように、保育行政につきましても、効率的な経営感覚に基づいた健全な運営が求められております。こうしたことから指定管理者制度の導入、また、民営化は避けて通れない重要な課題でありと認識しております。

今後は、園児数の推移や地域性など、保育ニーズの予測等踏まえながら、保育所の運営手法の方向性を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、学校給食につきまして、私の方から答弁させていただきたいと思ひます。

学校給食につきましては、合併前の旧町ごとの、供給体系を引継いでいるために、中学校での給食の有無、米飯給食の実施状況などについても、実施内容にばらつきがございます。また施設の面でも共同調理場方式と、自校式の二通りの方式があり、特に一部の施設を除いては、狭隘で老朽化が進み、早急に全体的な改修と設備の更新が必要となっております。

これらの状況から、今後保護者のニーズ、学校教育における給食のあり方について十分考慮し、学校給食調理場の整備、運営に関する基本計画を、樹立しなければならないと考えておるところでございます。

なお、ご質問の運営の外部委託、民営化の問題につきましては、市の財政事情も逼迫の度合いを増しており、慎重な財源管理が求められることから、安全でおいしい給食を提供すること、学校給食の質の低下を招かないということを経済条件にしたうえで、運営手法につきましても、従来型、直営一部業務委託方式以外にも、民間委託、PFI手法の採用可否について積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

3番目の項の、幼稚園と保育所の連携、また一体化に向けた対応についてでございます。

就学前の教育及び子育て機能の重要な一端を担う幼稚園と保育所は、次世代を担う子どもたちに、確かな幼児教育、保育をしなければなら

ない場所と理解をいたしております。しかし、教育施設でございます幼稚園と、児童福祉施設である保育所には、その目的や機能において違いがあり、幼稚園は、希望するすべての4歳以上の幼児を対象とし、また、保育所は、保護者の就労等で保育に欠ける5歳までの幼児を対象とする児童福祉施設として、それぞれ運営をいたしております。一方、両施設とも、小学校就学前の幼児を対象に教育、保育を行う施設であり、近年は少子化の進行、共働き世帯の一般化などに伴う保育ニーズの多様化を背景とし、施設の共用化、児童教育、保育内容の整合性の確保など、両施設の連携を進め、構造改革特別区域における幼稚園児と、保育園児の合同活動のための一体化運営等、特例措置が行われております。

本市におきましても、少子化の進行により就学前の児童数は、減少傾向にあるにもかかわらず、共働きや核家族化の進行、産休後の保育の要望等により、ゼロ歳から3歳児の保育所の入所希望者が、増加しておる傾向にあります。また、行政改革の面からも、中長期的な保育所適正化計画の策定についての検討が求められておりますことから、ご指摘のように、幼稚園と保育所の連携、一本化についての検討も必要であろうと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、小学校の就学前の子どもたちの連続性のある発達や、生活及び学びの充実を図るためにも、幼稚園と保育所の連携を進める必要があると考えております。

次には、教育長の方からまた関連の答弁をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほど市長の方から、全体的な内容についての答弁がございましたが、私は教育委員会としてのひとつの考え方について、ご説明を申し上げたいと思います。

松村議員のご質問にもお答えをいたしました。幼児教育は生涯にわたる、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるとともに、小学校以降の生活や学習の基盤を培う大切な時期でもあります。そういった視点からも、お尋ねの幼保一体化の取組みは非常に重要な課題であると認識をしております。

現在、小1プロブレムという言葉が生まれています。これは、どうということかと申しますと、小学校1年生に学校不適應、集団生活不適應の児童が非常に多くなっていることを指してできた造語でございます。基本的な生活習慣が定着していない。コミュニケーションがとれない。自制心や規範意識が不足している。話が聞けない等々が原因で、学校生活への不適應が起きていることが指摘されています。これらの背景には、人間関係が希薄になり、さまざまな人や自然とのかかわりの中から育つ豊かな情操が育ちにくい状況があると考えられます。

こういった状況からも、就学前の教育を、幼保ともに一体的に見直し、幼児期に獲得しておかなくてはならないこと、あるいは、小学校へのつなぎに必要なことを、保育所、幼稚園といった違いにかかわらず、就学前の教育として整理していく必要があると考えております。その際、学習指導要領によって、学習内容が教科ごとに定められている小学校と、健康、人間関係、環境、言葉、表現、といった5つの領域によって、ねらいや内容が定められる幼稚園、保育所の違いは明白であることを理解し、幼稚園、保育所が小学校で培うべき内容を先取りして、行うということではないということを確認しておく必要があります。幼稚園と保育所、あるいは就学前と小学校が、互いの教育や、日々の指導方法について理解しあい、それぞれの特性を、踏まえた取組みを推進することが基本であります。

安芸高田市内においては、平成14、15年度に、旧高宮町の船佐小学校、船佐保育園において、広島県教育委員会指定の、育ちをつなぐ幼保小連携教育推進事業の先進的な取り組みが成されております。今後、これらの研究成果を再検証する等の、動きを展開していく必要があると考えております。

今後、福祉保健部とも連携をし、市内幼稚園長、保育所長、学校関係者等で構成する仮称、幼保小連携教育推進協議会の設立も視野に入れて、幼保一体化、あるいは幼保小連携を図る具体的な策を、研究してまいりたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

お諮りします。

今村議員の質問の途中ですが、きりのいいところで休憩に入り、午後から再質問を受けたいと思っております。

この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、時間が参りましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問があるようございますから、発言を許します。

16番 今村義照君。

○今村議員

はい。大変、いろんなかたちでご答弁をいただきました。各、項目ごとに、再度改めて、質問をしたいと思っております。

まず、1点目の政策評価、目標管理の観点から健康づくりの町を目指されないか、ということでございます。その中で、市長のご見解では、大変、大きな数字目標も実は、あがっとるわけです。具体的に言えば、例えば、寝たきり高齢者を限りなくゼロに近づけたいというような、目標設定も出てまいりましたが、実は、大変難しい問題だろ

うと思うんです。今の点を取りましてもですね。全国的には、寝たきりの高齢者比率というのは、5.3%もあるわけでありまして。そして、先の文教厚生常任委員会の中で、健康長寿を目指した、長野県の佐久市に寄せていただきました。そこでは、早くから、この健康長寿宣言を掲げながらですね、その目途のために、大変長らく頑張ってきておられる市ですらですね、2.98%の比率で、寝たきりの高齢者がおられるという状況でございます。そのためには、かなり具体的なかたちでの、いろんなかたちでのメニューが必要ですし、長寿社会に向けて、いろんな政策を展開しなければ、絵に書いたもちにならざるを得ないという状況もでございます。

そこで、私がお聞きしたいのは、今の一番の問題でございまして、そういう目標設定なりというのは、理解できる、あるいは方向づけとすれば、やる気でですねご検討いただいたというわけでございますが、ただ欠ける点は、その目標に向かってですね、目標はやはり、いつまでに、あるいは、いつごろを目途に、どういうかたちでやるんかということを示すのが、政策評価になり目標管理の原点であろうというふうに思うわけでございます。具体的に本日、何年までにとか、何年後までにとというのはですね、今日聞こうとは思いませんが、その方向でそういった年次計画なり、あるいは中長期の計画を示されるご用意があるのかどうか改めてお聞きをしたいと思います。

次に、2番目の学校給食、保育所の運営のことでございます。

いろんなかたちで、これからの方向付けはお聞きしたわけですが、やはりそれを具体的に進めるには、非常に現状が、例えば、今の学校給食のあり方にしても制度なり、仕組みが、いろんなかたちでばらつきがございます。その、整理をいかにするかということが、肝要かと思うわけでございます。保育所の運営にしたってそうでございます。

今の保育所の配置についてもですね、各町間によって、市内の状況は、随分状況が違うわけでございます。そこでの統一化であるとか、統合化であるというのは、大きな課題でもあるわけでございます。そのことに向けて、そういった現状を整理する、あるいは分析するということは、至急にやらなければ、実際の外部委託にしる、あるいは民営化にしる、難しい問題があるわけでございますので、そこら辺の基本計画を策定するというところでございましたが、現実はどういった、いつまでに、そういった検討する計画をおやりになろうとしているのか、そこら辺の問題についてお聞きをしたいと思います。

次に幼保の一元化の問題でございまして、その中で市長の答弁の中に、特区であるとか、特例措置における現状でですね、なら、そういったことが可能であるという制度が可能のご案内がございましたが、そういうことがあるなら、それに向けて、考えてみるご用意があるのかどうか、教育長の答弁の中に、就学前教育ができるようなかたちでの、仮称ではありまするが、幼、小含めた教育のあり方における、推進

協議会をつくりたいということもございました。それはいつ頃、どういうふうな目途でおやりになる予定なのか、そこら辺の方向付けをお聞きしたいと思います。

そして、今の幼保一体における、教育委員会の所見は聞いたわけですが、保育所の中にもそういった就学前教育について、重要性は認めるんだという方向で、幼稚園及び保育所を含めたかたちで、これからの協議になると思うわけですが、そのことについて、福祉保健部については、どういうご見解なのかお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○松浦議長

はい。ただいまの再質問について、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

長寿のまちづくりにつきまして、平均寿命を2歳上げる、あるいは、寝たきり老人の半減施策、また国保、老人保健の20%を削減と、こういうような目標はどうかというご質問でございます。

具体的には、現在行っておりますいろいろな健康づくり事業等について、担当課長の方から説明を申し上げたいと思いますし、18年度につくる安芸高田市健康増進計画等についても、方向がわかれば、担当の方からも、こういう方向だというようなことも話していければと、このように考えておるところでございました。

いずれにしても、本当に健康づくりというのは、今後の一番大きな課題でございます。国民健康保険での1人当たりの数字が、全国的にも出ることがありますが、やはり、この地域については、かなり高い率が出ておるということもあるわけでございます。

また、幼保一元化の問題については、今、法律がございまして、文部省と厚生労働省、この問題をどうクリアするのかというのが一番大きな問題でございまして、幼稚園なくして、全部保育所にするというのも、ちょっと乱暴な論理ではなかろうかと、このように思うわけですが、今後十分検討していく必要があると思います。

ただ、保育園につきましては、既に子どもが減っておるという実態があります。実態を見れば、中心の、吉田町以外の、周辺の保育所は、もう定員割れになってきつつあるという、こういう、八千代については、ちょっとかなり、民間がやっておられるんですが、人数を掲げておられますが、そういう方向はもうわかってきておるとのこと。

したがって、今やるべきことは、ゼロ歳児から3歳児までの、保育をどのようにするかというのが、こういうのが急ぐ問題でありまして、私はこの施設を先につくって、これを民に委託すれば、当面の保育問題というのは解決するというように思いますし、そのうちに、もう保育所自身が定員以内でやっていけると、こういうのが目に見えてきておりますので、あまり過大な投資はしないと、つくったものは民に預けると、こういう方法がいいと思います。

審議会つくとかなんとか言よりや3年くらいかかりますんで、私

は、議会の皆さんと協議をして、即決で決断するのがいい方法ではなかろうかと、このように考えております。できればそういう方向で、進めていけばと、このように考えておるところでございます。

以下、それぞれ担当課長の方から報告いたします。

○松浦議長

続きまして、今村議員の質問に対する答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

失礼しました。

答弁を求めます。

保健医療課長 川井清登君。

○川井保健医療課長

はい、議長。それでは、今村議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思っております。長寿のまちづくりということで、3項目挙げていただいたんですが、まとめたようなかたちでの答弁になろうかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

市民の皆さんの健康づくりということで、安芸高田市の保健師が16名今現在おります。これは、日夜努力しておってくれるところなんです。住民の皆さんの方の要望と言いますか、サービスの提供と言いますか、そういうものが多様化してまいっております。

合併してこの2年、いろいろやってきたわけですが、安芸高田市としての思いは持つわけですが、旧町の流れを汲んだ保健事業が多々ございます。そのために、今年度予算化していただきました健康づくりのためのアンケート調査を、17年度で行いました。市長の方からも話しがありましたように、安芸高田市健康増進計画というものを、そのアンケートをもとに、18年に策定していきたいと思っております。

この増進計画には、今までは行政の方で、一方的にやっておったわけですが、今の話をしましたように、保健師15、16という数字の中で、無理も出てきますし、佐久市の話が出てまいりましたが、そうした先進的なところ、事例を見させていただくと、やはり住民の皆さんのお力を借らんと、健康ということについての意識も低いですし、そうしたかたちで、先進事例をもとにですね、そうした推進というのは適当かどうかわかりませんが、振興会の皆さんの協力を得てですね、健康推進員というかたちのものを、計画の中に入れていきたいと思っております。

また、この計画につきましては、行政が一方的につくるのではなく、住民の皆さんの参加をいただいてですね、どうした方が一番いいだろうかというもので、作成してまいりたいと思っております。ですから、その中には、今やっております保健事業のすべての見直しというのが、作業で出てまいると思っております。先ほどの、教育委員会の方の健康診断の話が出ておりましたが、中には、そうした1カ所2カ所での事業を、展開していかざるを得ん事業も出てくると思っております。

まずは、住民の皆さんに、自分の健康は自分で守るんだ、という意

識を持っていただくのが、まず第1だと思います。そこらあたりをこの事業計画の中に、増進計画の中に、踏まえていこうと思っております。そのことが、住民の皆さんにご理解がいただけましたら、平均寿命、健康寿命が伸び、医療費の削減ということにつながってくるかと思っております。また、そうした中で安芸高田市の方向を決めていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

はい。16番 今村義照君。

○今村議員

まず1点はですね、方向付けはわかったわけですが、この3つの点にこだわるわけではないんですが、具体的なかたちで数字を示すならですね、いつごろまでに、どういったようなかたちで、その達成のために頑張るんだ、ということについての取り組みについて、お聞きをしたいと思います。

それと現在、保健福祉計画、それと介護保険計画を策定中でございます。この中に、その分野にかかわらせていただいておりますが、大変今の大きな財政面、あるいは事業面を含めて、課題が随分あるわけでございます。そして、それを整理されてるわけですが、やはりこの計画の中にもですね、できれば、市民に非常にわかりやすいかたちでの目標設定を、はじめに掲げるべきではないかというふうに考えるわけでございます。そのために、それと来年度策定される健康増進計画においてもですね、具体的なかたちでの目標設定というのを掲げるわけではなかろうかと思っておりますが、その点について、どのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

その健康づくりのための地域的な推進員、かたちはどうなるかわかりませんが、そういうものをつくりたいというお考えのようでございます。私は非常に、極めていいことだと思うわけでございます。これも、まあ、先般の佐久市で学ばせていただいたんですが、やはりあれだけ健康づくりに、あるいは医療保険の削減にですね、比べますと我が市と、その佐久市の違いは、約20万ぐらいあるわけです。うちの方が低いわけでございます。うちの方は全国平均の数字ではありますが、そういったことにかかわっておるのはですね、あそこは、保健指導員制度というのを設けておるわけでございます。これは部長もその事例を学ばれましたので、その効果のほどは、よくわかっておられると思っておりますが、せっきくの安芸高田市の中では、そういう振興会組織を通じて、まちづくりをやるという方向が決まっておりますので、それらの中に、それこそ集落ごとに推進員になるか、指導員になるか別として、そういったものを組織の中に組み込んでいくというのは、大いなる効果が出てくるのではなかろうかと思っておりますが、そういったこと

を一部提案をし、最後の質問とさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。ただいまの今村議員さんのご質疑でございますけども、先ほど課長も申しましたように、やはり健康については、自分自身がまず健康管理をするという意識になっていただくというのが、まず一番だと思います。

そうした中で、今後18年度に策定予定をしております計画書の中に、ただいま言われました推進員さんの的なものをですね、視野に入れながら、計画の中を取り組みをしていきたいと思っております。

この健康づくりがですね、まず、福祉保健部だけのことではなくって、これは、それぞれの部署すべてにかかわるものでございます。ただ高齢になったから、健康づくり健康づくり言うんでなくて、やはり小さい子どもの時からのライフステージの中で、小さい幼児の時はこういう健康、小、中学校、青年期にはこういう健康づくりというのがずっとあるわけですね。そうした中で、生涯学習も通しながら、他の部署とも、福祉保健部、教育委員会、産業振興部とも農業についても生きがいがいいことがございますので、そこらとの連携をはかりながら、そうしたかたちでの計画づくりにも反映をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

はい、議長。新政会の亀岡等でございます。通告しております障害者、高齢者対策について市長に質問を行ないます。極めて、簡潔にやりたいと思っております。

先に法を改正された、来年4月1日より施行される障害者自立支援法は、新たに施設の利用料一律1割の自己負担と、食事負担の導入が行なわれ障害者の日常活動や社会参加にも、重大な影響を招きかねない制度であります。また、高齢者の関係におきましては、既に介護保険法の改正によりまして、本年10月より、食費と居住費は、原則自己負担ということになっておりますが、さらに来年度から平成8年度にかけまして、改正されようとしている高齢者医療制度の改革大綱によりまして、高齢者が支払う患者負担は、70歳以上の現役な未所得者においては、現行2割負担から3割負担。一般的所得や低所得者においては、70歳から74歳で、現行の1割から2割の、倍額の負担増になっておる制度となっておるわけでございます。こうした国による、障害者や高齢者の福祉や医療面での制度改正は、まさに行財政改革に名を借りた、社会的弱者に対する冷酷な改革と言わざるを得ないのであります。そうしたことにより、今後、障害者や高齢者を取り巻

く環境は、一層厳しくなってくるものと思うわけであります。

こうした状況の中で、障害者や高齢者の日常生活に身近に関わる市政が、どう対応していくのか、今極めて重要な時を迎えていると考えるわけであります。市政としてこのような制度改正をどのように受け止め、それにどう対策していかれるのか、市長の所見を問うものであります。

○松 浦 議 長

ただいまの亀岡議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの、亀岡議員さんのご質問でございます。また後ほど、担当課長の方から、障害者の自立支援法の課題、それから高齢者医療関係法についての課題は、追加の説明をしていきたいと考えておりますが、障害者自立支援法につきましては、ご指摘のように、先の国会で可決成立し、平成18年4月1日施行という運びになりました。

まず、障害者自立支援法における利用者負担の原則的考え方は、以前の福祉措置制度や支援費制度の応能負担という考え方を改め、契約に基づいて、誰もが利用できるユニバーサルな制度にふさわしい定率1割負担と、食費等の自己負担という原則的な考え方をとったうえで、低所得者に対する各種の配慮を行うというものです。

この考え方は、しばしば公開されているように、財源不足を利用者負担の増によって、解消するという発想によって基づくものではなく、むしろ、障害のある方も社会の構成員として、対等に利用者負担をすることで制度を支える一員となり、また、在宅で暮らす者の公平性の確保という観点から、施設や病院等での食費の利用をお願いするものです。

次に、高齢者医療関係法などの改正について、というお尋ねでございますが、少子高齢化の進展に的確に対応しながら、高齢者医療制度を、今後とも安定的で持続可能な制度として運営していかなければならないことは、既に御承知のことと存じます。全国的に、高齢化の進展に伴って、医療費は毎年増え続けておるといのが実態でございます。20年後には、56兆円という予想もされておるような状態でございます。12月1日に政府、与党、医療改革協議会から、医療制度改革大綱が出されまして、詳細については、これから徐々に決まっていくものと思われませんが、いずれにしても、高齢者の方々には、医療費の窓口負担額をはじめ、ご負担に思われることは避けられない状況かと思えます。

市といたしましては、市民の皆さんがいつまでも健康で、生き生きと生活を送っていただくのが一番でございます。そのため、生活習慣病の予防をはじめ、運動習慣や食育等の保健事業を推進いたしまして、健康な安芸高田市民を育成すれば、おのずと医療費の減額につながってまいります。

ただし、このことは、非常に難しい問題でございまして、一朝一夕

には、効果が現れません。息の長い、我々は努力を重ねて、健康づくりの努力を重ねていこうと、このように考えておることとさせていただきます。

具体的な状況、さらに担当課長の方から説明をさせていただきます。

○松浦議長

市長の答弁がありました、その中での補足答弁をさせていただきますので。

社会福祉課長 重本邦明君。

○重本社会福祉課長

障害者施策についてのお話でございますが、今後の障害者福祉の取り組みといたしましては、障害者が身近なところで施策を利用し、地域で自立した生活ができるような施策と言いますか、そういうようなことをする必要があります。施設から地域へ、いうふうな移行とか、障害者が住みなれた地域で安心して生活できるように、また、地域でも引きこもりとかにならず、身近な地域のいろいろな授産施設、作業所等もございしますが、そこらでのサポートも必要であると考えています。

そのためには、作業所等の基盤づくりが行政としてももちろん、障害者の社会参加の促進とか、地域で支えあうボランティア等の人材の確保、養成、今も講座やとるんですが、養成講座、養成研修など、引き続きソフト面を充実してまいります。また、障害者が住みなれた地域で安心して生活できるように、ホームヘルプサービスとか、デイサービス、ショートステイ等、在宅福祉サービス、今も現在もやとるわけでございますが、一層に充実する必要もあります。いずれにいたしましても、地域の相互扶助機能の弱体化と言いますか、すべてにおいて地域社会が変容する中で、障害者の生活と安心、安定を実現するためには、地域住民、振興会も含めまして、お互いが協力し地域で支え合う、障害のある人もない人も、みんなでともに生きていく共生の社会の実現ということが大切だということを思っています。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○亀岡議員

はい。議長。

○松浦議長

はい。20番 亀岡等君。

○亀岡議員

質問自体が、国が制度を改正したということに関係いたしましたので、市の独自の行政推進上の問題ではないところに、極めて見解の発表についてはですね、難しいところもあるわけですが、質問戦というのは、執行部と議会側との議員と市長の、それぞれの立場における精一杯の真剣勝負だと受け止めまして、大方の面については、それ相応のそのものを、それぞれ市民に公表されるものであると受け止めていきたいというふうに思っております。

ただ、改正点の受け止め方につきましてはですね、これまでの応能負担から、応益負担にかわるといった点はですね、ひとつの大きなやはり、問題点を持つと思うんですね。言いますことは、例えばこの障

害者の問題についてみますと、これまでなかった、一律1割の負担と言いますか、この制度はですね、一般的な統計上の問題にもなりますが、全国的な平均からとらえまして、障害者のいわゆる工賃、1ヵ月における工賃は大体7,380円というふうに言われてるんですね。

ところが、この一律1割負担による利用料金というのが、2万9千円ぐらいになるというふうに言われております。まさに1ヵ月の工賃の4倍にあたるということになるわけでごさいます、これが障害者の通所をですね、大きく左右することになりはしないか。一口に言いますと、それだけお金が軽くなる。家にいてじっとしての方がいいんじゃないか。通所そのものに支障をきたすものになるうかと思えます。こういう点が大いにあります。

その点ひとつに絞りまして、障害者対策の方は、おきたいと思うんでございしますが、その点を、いかにそのようなことにならないようにしていく。どういう努力をしていくのか、そういった点を改めてお伺いをしたいと思えます。もちろんこれには、利用者負担の軽減処置があるわけでごさいます、ですが、それを仮に軽減措置をあてたとしても、1万2千円あまりの負担が出てくるということは、明確なわけでごさいます。まず、その点が再度お伺いしたいと思えます。

高齢者をとりまく、とりわけ医療問題につきましてはですね、まだまだこれから、いろいろと議論もあっていくのではないかとこのように考えておりますが、この件につきましてはですね、これから、例えば、風邪をひいた場合の医療費等は保険外負担。いわゆる、その人ですね、自己負担によって支払う保険が適用できないような、というように考えられておりますし、70歳以上においてはですね、全部の高齢者が一斉に保険に入らないといけないという制度も、これから創設されるような方向性が見えておりますが、そういった点についてはですね、大いに利用者、高齢者、障害者、双方含めてですね、これからの制度改悪に、そういったことにならないように、ひとつ市長におかれては、特に中央なり、関係当局の方へ強力なそういった意味での要請をされたいとこのように思うわけでごさいます。

その2点についてお伺いたします。

○松浦議長

ただいまの再質問についての答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい。障害者自立支援法の問題につきましても、今後行なわれておるにしましても、高齢者医療費の関係の方の改正につきましても、いづれにしても市民、特に弱者に負担をかけると、このような状況でごさいます。

そういうことについては、我々も大変不本意に思っておるわけでごさいます。しかし、国がそういう方向で決めたものには、やはり我々は、それに反対するわけにもいきません。そういう範囲の中で、今後我々が、市でどのようなことができるかというようなことを、施策の

中で考えていく必要があると、このように思います。そういう方向で頑張ってもらいたいと思います。

先ほど来、申し上げておりますように、いろいろな健康施策についても努力をしていきたいと、このように考えております。

○松浦議長

失礼しました。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

それでは、ただいまの通所の関係の問題につきましては、担当者から答弁をします。

○松浦議長

社会福祉課長 重本邦明君、答弁を求めます。

○重本社会福祉課長

議長。通所と申しますか、低所得者へのいくつかの範囲を、一例でございしますが、定率負担について、所得の低い人に限り、月額負担金の率の上限額を定めている。例えてみますと、生活保護に近いような世帯、市町村民税の非課税世帯では、月額2千5百円とか、障害基礎年金6万6千円のみの人では、5千円とかいろいろなことも出ております。

それから、細かいところまでは、所得の把握なりと今からやっていくわけですが、今回、法制化になりまして、自立支援医療の世帯の範囲を、機械的に自動的に、住民票同一世帯とすることなく、異なる医療保険に加入している家族は別世帯で扱うというような、いろいろな緩和措置的なものがあるわけでございます。

それで、先ほど申しましたように、ひきこもりとかああいうことがないように、いろいろなところの中で、行政としてのサポート、身近なところの地域の人と一緒にしまして、ボランティアの育成ももちろんでございますが、サポートしていく必要があるというふうな感じを持っております。

一番重要なことは、社会参加なり、生活的な家庭の中にひきこもっていただかないような施策をとっていくのが、行政としての役割という感じを持っています。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか

【再々質問なし】

○松浦議長

以上で、亀岡等君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

議長。あきの会の熊高昌三です。2点について、ご通告申し上げますが、同僚議員、いろんな面で重複した質問等になっての部分もあると思います。特に農業関係については、加藤議員さん、あるいは秋田議員さん。そして、行政改革そういったものについては、明木議員さん、さらには今村議員さんそれぞれご質問され、答弁をされております。いろいろ関係深いところもございしますが、それぞれ答弁を

された部分で、かなり理解もした部分もありますので、重複した部分は答弁書書いておられるでしょうけども、十分はしおって説明をいただければ、時間が節約できるかなというふうに思っております。

まず1点目に、平成18年度の予算編成に向けての基本方針について伺うということですが、ここにも書いてありますように、平成17年度予算執行も既に終盤に入っております。この17年度の予算を審議する中で記憶をしておりますのが、確か賛成討論をした、私は覚えがあります。16年度踏まえて、17年度はまだまだ合併の流れの集約をする年度であろうと思いますので、17年度の予算執行を認めたというふうな、賛成討論をしたような記憶があります。そういった中で、この17年度が、そういった合併の流れを整理をしたそういった年度になったかどうか、まだまだ定かではないところがありますが、そういった観点も踏まえて、18年度の予算執行というのは、いよいよ安芸高田市の自主的な将来に向けての方向付けの年度になろうと、あるいは、すべきだというふうな観点で私は考えております。そういった総合的な市長の18年度に対する予算組みの意気込みというのを伺いたいというふうに思っております。

それぞれ市長がよく言われておりますハード部分の整備。そういったものも第2庁舎、あるいは葬斎場、農産物加工場、高規格道路そういったものもかなり方向づけがされてきた中で、いよいよ市長の言われるソフトを含めた、本格的なまちづくりが始まる、そういった年にしてほしいなという思いがしています。それには、先ほど来ありますように、行政改革の中の特に情報公開、そういったものがさらにスピードアップが必要ではないかという気がしております。

その辺についてのお考えは、縷々これまでも同僚議員の時にも答えておられますが、この後に書いております市内32の自治振興会組織、このまちづくりについても、あまりスピードアップする必要がないというような思いがしております。先ほどの岡田議員さんの答弁にも、市長言われておりましたように、やはりそれには時間が必要だというふうに思います。ただ、時間をかけるにしても、やはり市の情報をしっかり公開する、そういったことが住民自治組織の発展にもつながっていく、ある意味で言えば、市が、特に市長が、何を考えているのかというのがしっかり住民組織に伝わることによって、住民自治組織がその力を発揮する。そういった場面が出てくるというふうな思いがしておりますので、スピード感は違う相いれないものを2つ同時に進めるという中で、しかし情報公開、あるいは行政改革、それと、この住民自治組織の育成というのは、全く同一方向にあるんだというふうな認識で私はおります。

そういった観点から、この住民組織の育成というのを、改めて18年度にはどういった方向で育成されていくのか。そういった観点でお伺いをしたいと思います。あくまでも、この行財政改革あるいは、住

民自治の育成、これはまちづくりの手段であろうというように思います。最終目的は新市の目的である、人・輝く 安芸高田市、これに向かつての、歩みだというふうに思っております。そういった視点で、ご答弁がいただければというように思います。

2点目の、農業と食育を中心に据えた安芸高田市づくりについてでございますが、御承知のように、新農業基本法や食育基本法、日本の社会の動きの中で、本当に要請に応えたというかたちでこの法律というのは、新たに制定されたというように私は認識しております。この2つの法律というのは、安芸高田市にとっても大きな意味を持っているというふうに考えております。まさしくこの、農業基本法、あるいは食育基本法をしっかりとらえて、独自のまちづくりができれば、新しいまちづくりの方向というのを、しっかり見据えた新市の方向付けができると考えております。

そういった意味で、この2つの大きな法律をどのように市としてとらえていかれるのか、そういった観点でお聞きしたいと思います。特に具体的に、下の方に何点か書いてありますが、バイオ技術を生かしたようにという表現で書いてありますが、これはまあ、秋田議員さんも昨日話をされた資源の循環型社会というかたちで、堆肥を使った土づくり、そういったものが最終的にいい農作物をつくっていく、そういったものを食べることによって、健康な生活ができる。そういった連動したものだというふうに思いますので、特にもとになる土づくり、そういったものが必要ではないかということで、このバイオ技術というようなもので、ここに書かせていただいておりますが、その辺の市内の土壌の調査等、そういったことも含めてどういった現状であるのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

下の食育についてということですが、先ほども大まかには言いましたが、やはり農産物をもとに、最終的には食べるころまでつながっていくわけですが、そういったもの、先ほども今村議員、いろいろと健康づくりということで話をされておりましたが、これはやはり、産まれた時から年をとって死んでいくまで、食べることを常にするわけですから、この食べることがいかに重要かというのは、今、非常に見直されてきた状況であるというふうに思います。これは、かなり広い範囲の各部署の取り組みというのがあると思いますが、できればそれぞれの立場での取り組み状況といったものが、明らかにしていただければと思います。最終的には、そういった各部の連携というのが農業にしても、食育にしても、ひとつの結果を出す観点で私はおりますので、そういったものをどんなふうに今後やっていかれるか、今どうやっておられるかというのをお聞きしたいと思います。

最後の方に、横文字のマクロビオテックというのが、また最近、アメリカから逆輸入した言葉だそうですが、こういったのも簡単に言えば日本の伝統食、文化、そういったものがやはり、食育の中でも見直

されてきたということですが、この辺の認識について、ご見解あればお伺いしたいということで、ここに明記をしております。

以上2点について、市長並びに関係の担当部長のご所見をお聞きしたいと思います。

○松浦議長 ただいまの熊高昌三議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。第1点の、平成18年度予算編成に向けての基本的な考え方ということでございます。要点だけを中心にお話をさせていただきたいと思います。答弁書は書いとるんですが、ちょっと長くなりますんで。

まず、合併後、取り組まねばならない大きな課題というのは、たびたび申し上げておりますように、第2庁舎、文化ホールの建設、それから、今いろいろご協議を賜っております葬斎場、それから合併建設計画にはなかったんですが、農業の振興の大きなプロジェクトでございます農産物加工処理センター、それから道路については、幸い地域高規格道路が整備路線になったということで、大体今、測量も終わりに近づいているところでございます。それから、国道54号のバイパスの早期完成と、こういうようなものがハードの面では、一番大きな課題でございます。それぞれ、第2庁舎、文化ホールにいたしましても、農産物加工処理センターにつきましても、大体方向が、皆様のご協力によりまして見えてきたと、このように考えておりますので、早急にこれを実現していきたいというふうに、考えておるところでございます。

しかし、この財政面から言いますと、非常に厳しい状況になってきております。16年度の決算を見てもらっても、もう、危機的な状況が見えてきたと、こういう財政的な状況の中で、合併特例債を上手に使いながら事業を進めていく。しかし、合併特例債も後年度に負担をかける起債でございますので、有効に使っていく必要があらうと、このように考えておるわけでございます。

さらに、市内の32できとります地域振興会については、将来を見越して、順次、これは充実をさせていく必要があらうと、このように考えております。できるだけ、振興会の各地域の会議には出ていくようにして、情報公開を兼ねて、住民との対話をさせてもらっておるわけでございますが、やはりそれぞれ各地域によって、振興会の熟度もまだ違っております。こないだもある地域に行きますと、市長、こないだも申したと思いますが、この地域振興会を使って、市役所が楽しよう思うんじゃないか、市役所の手先に使おう思うんじゃないかと、こういうようなご意見が、ちょいちょい出てくるんです。しかし、これやっぱり当然のことであらうというように思いますし、私は、これ市役所の仕事を軽減するためにつくっておる組織ではございません。御存じのように、既に日本の社会というのは、高度成長を経て、もう

低成長になって、月給も上がらんようになった成熟社会になったんだと、そういう成熟社会になった中で、どのように住民の皆さんで生きていくかと。そういうお互いに自分達でできるものは自分達でやっていこうと。さらに、コミュニティを深めながら助けおうていくという日本古来のいい伝統を、もう一遍こういう地域振興会の組織の中で、今までも経済一本で、経済経済でやってきた。その反省が、今の地域振興会の運動であります。まあ、こういう話をしてくれております。

先ほど来の話のように、大体ハードというのは、だんだんやっていきょうりゃあ、いつかはできるということでございます。箱物は、もうあまりつくっちゃあいけんいう時代ではあります、まだまだ、上水下水、道路の一部にはやらにゃあいけんものが残っておるわけでございます。しかし、いくらハードが完成しても、そこにおる住民の皆さんが、本当に生き生きとしたコミュニティのある社会ができとれば、それこそ本当の理想の地域ができると。国土交通省が最近、2地域居住というのを提唱してきて、2地域居住というのは、都市に住んどきながら、休みの日には田舎へ来て暮らすということですが、まさしく道路とかいろいろな基盤が整備できれば、この地域というのは、皆さんの暮らしそのものが、2地域の居住になるんだと、そういうような市を目指していきたいと、いうのが狙いでございまして、来年度もそういう方向で進めていきたいと思います。

御存じのように、財源が非常に苦しくなっております。三位一体で16年度の三位一体の被害といいますか、そのために予算が減ったというのは、補助金が1億1千万減りまして、そのかわり税金で戻してくれたのが、6千6百万しかないということでございます。したがって、結局、去年だけでも4千4百万は、今までやりよった事業を一般財源で補てんせにゃあいけん、こういうような三位一体の被害が、実態として去年も出てきておる。今年は、まだそれがどうもひどいんではないか。いや来年度ですね、その状況でございます。まあそういう中で、どのように事業をやっていくかというのが、今後の課題というように考えております。

それから、かえって読んだ方が早かったかもしれませんが、次の課題でございます。農業と食育を中心に据えた安芸高田市づくりについて、こういう課題でございます。

社会経済情勢の変化に伴いまして、食文化は大きく変化をいたしてまいりました。その弊害として、生活習慣病の増加とか低年齢化、さらには、基本的な生活習慣の乱れへとつながってきております。子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要でございます。農村にいても、農業の体験ができない状況にあり、その機会の提供が必要と考えております。農産物の生産活動の体験をすることによって、食生活の変化が期待できるものと考えております。また、新たな食料、農業、農村基本計画による対策の導入

につきましては、これまで進めてまいりました担い手の育成と、集落営農をより強力に推し進め、集落営農を核とした集落維持、また地域活性化へつなげてまいりたいと思います。

次に、バイオ技術の取組みについてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、水耕ネギの栽培において実践をいたしており、現在、県内では、有数の産地に育ってきております。近年、食に対する消費者の関心が高まりまして、生産者への要求は、安全で安心して食べられる農畜産物が求められております。このような状況を踏まえまして、減農薬、減化学肥料栽培や堆肥使用の有機栽培など、生産部会等関係機関と連携いたしまして、消費者ニーズにあった、農畜産物の生産拡大を図ってまいりたいと思っております。

次に、農産物の学校への活用状況でございます。

市内の8調理場への地元農産物の活用状況でございますが、全体的には、平均利用率が25%、一番大きいところは70%の利用を町内の調理場でいただいております。関係部署との連携につきましては、市の農業青年連絡協議会や小学校との連携により、野菜等の栽培から収穫までを青年協議会の指導で生産体験をしておるところもあるわけでございます。今後ともこのような運動を続けていきたいと思っております。

次に、マクロビオティックについてのお尋ねでございます。

私たちが健康で健やかな生活を送るためには、健康づくりの3本柱が、運動、休養、栄養と、こういうように言われております。食生活がいかに大切かわかるわけでございます。基本的な生活習慣を身につける上においても、食は一番大きな課題でございます。科学技術の進歩によりまして、多種多様な食料品の開発が行われ、食生活の選択分野も広がりを見せております。しかし、一方で、ご意見のように、健康志向による無農薬無科学肥料栽培、有機栽培などの原材料が求められております。先も申し上げましたように、資源循環型農業システムの構築など、消費者ニーズにあった農畜産物の生産計画や、食生活を中心とした健康づくり事業の連携や連動につきましては、今後、十分各方面と連絡をとってまいりたいと思っております。

引き続き、教育委員会の方から食の問題について、答弁をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き、質問の答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、教育委員会、管轄しております、食の教育についてご説明させていただきます。

食生活の多様化が進む中で、食生活の乱れが問題となっております。子どもたちが21世紀、将来にわたって健康に生活していかれるよう、栄養や食事のとり方など、正しい知識に基づいた望ましい食習慣を身につけさせることが重要でございます。このことを踏まえまして、学

校においては、給食の時間や家庭科の学習、保健体育、特別活動の時間などにおいて、食の指導を進めております。

また、各給食調理場等の学校栄養職員が、関係の学校において学校給食を生きた教材として活用し、地域の食材と学校給食のつながりを指導しております。その中で、学校給食は可能な限り、地元の食材を使うことを説明し、その食材を生かしたメニューを献立に取り入れるなど、子どもたちは、郷土の新鮮で安全な食材と、郷土の味に親しんでおります。

なお、このことについて、ちょっと補足説明をさせていただきますと、今年度、高宮町の学校給食の調理場の栄養専門員でございます片岡さんが、地元の食材を活用した献立を、広島県をリードする人物として表彰されまして、文部科学大臣からの表彰を受けるという荣誉に浴しております。まあ、それぐらい地元の共同調理場等の栄養士さんは、地場産業の産直ですか、そこにも参りまして、地元の食材を活用した給食に取り組んでおるといふ実態の姿でございます。家庭への働きかけでは、給食調理場や学校が、給食便りを定期的に作成、配布したり、給食の試食会を実施したりしております。こうした取組みの中で、学校と家庭が連携し、朝食を毎日食べる子どもを育成してまいりたいと考えております。

さらに今年度、広島県教育委員会において栄養教諭育成講習会が実施され、学校栄養職員が学校の授業に参画、協力していく栄養教諭制度の検討、準備が進められておりますが、今後も関係機関等と連携を深め、一層の食育の充実を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

熊高議員の質問中でございますが、ここで、再質問は後に、休憩後にさせていただきます。

この際、14時25分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 9分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの答弁の中に答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

ひとつ答弁の漏れがありましたので、答弁させていただきます。

土づくりの現状についてというご質問がございました。農産物の生産にかかります、根幹的な部分であろうかと思っております。この土づくりに関わります状況ですが、現在では農協と連携をとりながら、全般的な営農指導についての協議を行っております。その中で、これまで取り組んできておるのは、まず、土壌の性質を調べるということで、土壌

の検査の推進をしてきております。この取り組みは、主体はJAさんの方で、取り組みしていただいております。毎年、各農家の皆さんの方へそういった啓発を行いまして、取組んできております。ちなみに今年度は、現在のところ264件の土質調査の実施を行っていただいております。この土質調査につきましては、それぞれをJAさんの生産部会の方が主体となって、推進なり、取り組みをしていただいておりますのが現状でございます。今後につきましてもこういったかたちで、土の成分を見極めた上での農産物の生産への取り組みが必要であろうと考えております。

以上でございます。

○熊高委員

議長。

○松浦議長

はい。再質問があるようですから発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高委員

はい。あります。再質問させていただきますが、2点の大枠で質問させていただきましたが、1点目の方は、これまでも市長と何度もそういった、視点を変えたいろんな議論をしてきましたが、お互い同じような意見のやりとりかなあと気がしておりますが、市長の答弁を聞きながら、これまでの同僚議員の意見に対する答弁を聞きながら、市長も含めて、執行部の皆さんは、現状認識は十分できておると。さらに課題も十分わかっておると。後はどうやってやるかというところにつきるのかなあと気がします。

やはり人を動かしたり、組織を動かすのも、これもやはり、人の力だというふうに思うんですね。ですから、あとはどこで決断をして、どういうふうにやるかということでもあります。いろいろ会派等でも行政視察を行かしていただいておりますが、やはり先進と言われる地域は、リーダーの力強い牽引力いうんですかね、そういったものが大きな役割を担うんじゃないかなという気がします。当然、児玉市長、力のある市長として、我々も認めて、しかもこれまでの経験から言っても、非常な力を持っておられます。そこらが、歯がゆいくらいの状況で我々も見ておるんですが、どこにそういったものがあるかというのは、なかなか私のこの頭では、理解できない部分もありますが、この18年度に向かつては、ぜひとも市長の全力が出るような予算組をしていただいで、成果が如実に表れるような、そういった年度にしたいなと、気がしております。

町長就任から言えばもう、26年リーダーをやってこられ、その前は議会のリーダーもやってこられて、さらにはその前には農協の役員もされ、その前には農業目指して大学から地域に帰られるという、そういった市長には経緯があるわけで、本当に地域をこよなく愛してこられたという、市長の姿勢というのを我々も見ておりますから、そういった意味で、本当に集大成になるような18年、19年にしてほしいなあと気がしておりますので、ぜひとも児玉市長ここにありと

いうのをさらに示していただきたいという意味で、再度意欲というものがお聞きしたいなという気がしていますので、先ばっかしの話ではなく、やはり市長が、地域に帰られた原点からですね、どういった地域をつくりたいという思いがあったと思うんですね。そういった思いが、今の時点で、果たしてどういうふうになっとるんかなという気がしております。

2点目に申し上げております農と食というのも、多分これは児玉市長の大きなライフワークに近いような、私は、まちづくりの根幹を担うものではないかという気がしとるんですよね。そういった意味で、再度そういった観点を含めて、市長のご見解をお聞きしたいというふうに思います。

2点目の農業基本法と食育ということでございますが、先ほど教育長の方から、食育についての取り組み、確かにいろんなかたちで取り組みをしていただいておりますが、食育基本法の担当部署というのが、果たしてどこなんかというのも、私もよくはつきりわかっておりませんが、法律によると、地方自治体の責務として、そういった取り組みもしなさいというのが、明確に書いてあるんですね。協議会をつくりなさいとか、そういうものもありますし、現状どのような状況なのか。これから、その推進をどのようにされていくのか。これには、本当に農業も含めた地域づくりにかかわるような、法律になっておるといふように思うんですね。そういった意味で、1部署では、到底取り組みができない、広範な取り組みになろうというふうに思いますので、そこらの基本的な体制のもとになるところが、どこにおいて、これから食育基本法にイメージされたものを進めていかれるのか、というところをお聞きしたいと思います。

さらに、その流れの中で、先ほど教育長にご答弁いただきましたが、学校給食、そういったものの地産地消というのも、かなり先ほどの片岡所長さんの取り組みからも、十分我々も認識させていただいておりますが、さらにそれを進めていくということが、食育基本法にも合致していくんかなあという気がしますので、現状の、その地産地消の給食等の反映度をですね、そういったものが、それぞれ各学校によって違うのか。全体の指導教育委員会がされておるのか。それぞれ学校で、基本的には校長の裁量でできるというように聞かせていただいておりますが、そこらの権限というのは教育委員会がどのように指導されておるのか。そういったことも、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

それから、農の部分で、産業振興部長にお聞きしますが、今の産業振興部の組織の中でいろいろまあ、課があったり、係りがあったりするわけですが、もうひとつ大野課長が事務局長になっておる農林業振興公社、こういう組織があるんですが、ここに大野課長含め、4名いらっしゃるんですが、ここらが農業に対して、どういうかかわり

をしておるのかというのが、私は認識しておらんのですが、営農指導員とかそういったものを含めてですね、手薄になっておるのかなという気がするんですね。事務的なものはしっかりやられておるようですが、本当に農業の現場に出て、農業をされる皆さんと、本当に汗を流しながらやるような人材が、本当に今動いているのかどうか、いろいろ合併前から協議をしてきましたが、そこらが、やはり少し欠けておるのかなと。

やはり、それができないと、今回農産物加工処理場あたりも、11億ぐらいの農産物の売り上げを目指してやっておりますが、そのうち野菜が2億ぐらいという目標になっておりますけども、本当にそういうものが達成できるかどうかというものも、不安になってきます。

さらには、駅弁の社長さん含めて、前に会を持ちましたが、そこらあたりは伺いまだ知れていませんが、広島駅弁がその農産加工場で目指すものというのが、まだ我々にははっきりとは伺い知れてないと、経営的にはどうにかなるんだろうというのはあるのですが、10年、20年先を目指した中で、例えばわかりやすく言えば、市民部長ならおわかりだと思うんですが、マクドナルドとモスバーガーというハンバーガーの店がありますよね。これは、本質的に質の違うものを提供してるのが実態なんですね。例えばそういったこと言うなら、マックを目指すのか、モスを目指すのか、そういったところも含めて、やはり安芸高田市がつくる農産物が、ブランド化していくためには、やはり売る場所もブランド化されたもんじゃないと、やはり商品につながっていかないという気がするんですね。

そういったところも含めて今後、現場の農と、加工するところの部分とが、どんなふうに関係されていくんかというのが、非常にこれからの課題となってくると思うんですね。スタート時は、そんなに問題はないかもわかりませんが、やはり何年かやるうちに、そういったものが、じわりじわりとボディーブローのように効いてくるんじゃないかなあという気がしますので、そこら辺のお考えを含めてですね、農産物のつくっていくものに対して、どう取り組まれるんか。

土が一番基本になるというように、先ほども部長に言われましたが、そこらあたりが、多少私も最近農業の部分を勉強するなかで少しそういう土の大事さというのが、理解できてきましたんで、そういったところを現場にいかに関係するかというのが、やはり、これからの農業のやはり一番のポイントになるのかなという気がしております。そこら辺について再度伺いしたいと思います。

○松浦議長

はい。ただいまの、熊高昌三君の再質問に対し、答弁を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

改めて、18年度への決意を問うというお言葉でございます。

町長時代含めると、7期目に入らせてもらっとるわけでございますが、それぞれ、私の主義は、議会とは絶対に喧嘩せんという主義でござ

ざいます。やはり、議会の同意のないものはですね、いかに長がやろう思ってもですね、できないと。やはり車の両輪と言われておりますが、議会のご協力を得ながら、やはり一緒にやっていくというのが、これはやはり、市民のためであろうと、議会とぎくしゃくしたら市民が損するんだというように私は考えております。

そういうことで、本当に議会のご協力を得ながら、やらしてもらっておるということと、仕事をするのは職員であり、優秀な職員がたくさんおりますので、やっぱり、職員がそれぞれ自分のところをわきまえて、一生懸命やってくれる。そういう環境をつくっていくということが、大事だろうと思いますし、市民とは絶えず今は、地域振興会という組織がありますので、大分呼びがかかるようになりましたので、できれば呼びがかかるところには行きながら、市の実態を話す。これがやはり、情報公開であろうと思いますし、市民の協力を得る一番大きな方法ではなかろうかと、このように考えておりますので、今後とも頑張ってもらいたいと、このように思うわけでございます。

しかし、1991年、今から14年前ですが、バブルが崩壊をしたということから2005年、今年、竹中大臣がバブル崩壊後の時代は終わった、宣言をしたと。やっぱり、14年の間、日本の経済は、バブルを何とか崩壊を取り戻していこうということで、行政も随分、甘い汁をのすけられながら、事業をしてきたと。起債も随分ゆるい起債を持ってこられて、どんどん食えというような、それがひとつの景気づけで、バブルの崩壊を取り戻すという。しかしそれは、私は取り戻すことができなかつたというように思うわけです。しかし、行政はそれをうまく利用するといえますか、その10年の間に、随分合併前も事業をしてきたと、こういうことで、そのつけが今回ってきたと。借金のつけがですね、回ってきて、今御存じのように、小泉さんがどんどん交付税等もしめてくると、こういう状況の中で、本当に今まで味わったことのないような財政的な、危機にきたというように思います。

この財政的な苦しい中で、どのように事業やっていくというのが、今からの知恵の出どころであろうというように思いますんで、そういう点では、やるべきことは早く手をつけて、完了をしながらいい市をつくっていく、というのが大事なことだろうと思いますんで、議会の皆さんにもひとつご協力を賜りたいと思います。

○松浦議長

引き続き、質問に対する答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

食育につきましてのご質問でございますが、先ほど市長さん並びに教育長の方から、回答をさせていただいたわけでございます。

この食育につきましては、8月の24日に文教厚生常任委員の皆さんと一緒に5つの調理場と、それから自校式であります甲立小学校の調査をしていただいたところでございます。それとあわせて、16年度に芸北地域事務所の農林局農村振興課が、地場産の農産物の学校給

食への利用状況調査を、行なったわけですが、これは産業振興部の担当課と、教育委員会も協力いたしまして、この調査をさしていただきました。

その結果、試食の米でございますが、これはすべて県内産の米を使っております。特に吉田町と八千代町は、吉田町におきましては、吉田産のこしひかり、八千代産米ということで、地元の米を、給食会を通じまして使っているところでございます。また、野菜等につきましては、すべて直接それぞれの調理場が、単独購入をしております。購入先は産直市や、Aコープ等であります。特に種類でございますが、玉葱、じゃがいも、大根、ねぎなどが主要な作物でございます。その他の野菜につきましては、地元の商店等で購入をしているところでございます。地場産の、そういう食材を使うことの問題点もあるわけですが、調理現場では、種類がそろわないとか、量がそろわないとか、また欲しい野菜の生産者がわからない等が、問題点として出されているところでございます。

そういう問題につきましては、供給体制の確立で、安定的、計画的な供給をしていただくとかですね、そういう生産者等の協議が必要になるかと思っております。それから、どういう野菜が地元でつくられているかということにつきましてもですね、やはり、農協、あるいは産業振興部の担当課等で連絡体制、あるいは協議会を通じまして、情報の提供をあげていただく必要があろうかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど、無農薬、有機栽培等の作物、安心で安全な地元産の農産物が、積極的に今後とも使用するよう、教育委員会といたしましても、給食現場を指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○松 浦 議 長

続きまして、質問に対する答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは、産業振興部の関係のご質問でございますが、まず、1点目でございますが、農業公社の仕事の状況でございます。

これは、旧向原町の公社を新市に引き続きまして、現在に至っております。本来、この公社が行っておりました、直営の農作業受託の部分をゼロにいたしまして、現在は先ほどありましたように、市内の営農指導、あるいは公社が事務として保有しております農地保有合理化事業、あるいは今年度から、事務所も産業振興部の方に移しまして、同じフロアで事務も取っておりますが、一般行政事務の方も併任をして、行政と一緒に農業振興全般について業務を行っております。

次に、市内の営農指導、いわゆる技術指導だと思いますが、その分野が、近年手薄になっておるのではなかろうかと、いうご質問でございます。

御存じのように、県のこれまでの農業改良普及員の各町の配置でありますとか、といった取り組みが、町からの引き上げ、それから高田

郡内からの事務所の引き上げ、現在は可部の方に芸北地域事務所ということで、地域営農課として、県の技術指導員が在駐をしておるということでございます。そこを起点としながら、安芸高田市と旧山県郡を網羅しておると、いう状況でございます。年々職員の人数も減じてきておまして、国の方のこういった責任の分野も、縮小していくというような方向で、県の方もその流れの中で、整理がされておるといった状況でございます。将来的には、技術指導の部分につきましては、それぞれの自治体の方でと、いうようなところまでいくのではないかと、いうふうな予測もしております。そういった中で、合併の前から市独自で、技術指導の充実をと、いうようなことも検討されとったわけですが、今日までそういった体制が組めてないのが状況でございます。

ご質問の中にもありましたように、農産物加工処理施設への供給の関係におきましても、当然そういった部分の技術指導が重要になってきます。現在、農協さんと連携を取って、その部分についての人的な充実をはかっていこうということで、協議、検討を現在、進めておるところでございます。確かに農産物のブランド化につきましても、販売先等による影響も出てこようと思っております。そういったことも含めまして、今後、流通部分もJAとともに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

はい。教育次長 杉山俊之君。

○杉山教育次長

はい。ちょっと1点ほど、答弁が漏れておりましたので、追加させていただきます。

組織的にはですね、共同調理場におきましては、学校給食調理場の管理及び運営に関する規則を、教育委員会規則で定めております。その中のどういうメンバーかと申しますと、各小学校の校長さん、各PTA会長さん、それから3番目が、各学校の教職員の代表の方、それから、学校医の代表者、それからその他、教育委員会が必要と認めたメンバーになっております。それで、委員会の審議事項の内容でございますけど、1つ目が、給食の施設及び充実改善に関すること。2つ目が、給食の主旨の普及及び徹底に関すること。3つ目が、給食費額及び徴収に関すること。4つ目が、給食物資の購入に関すること。5つ目が、その他運営に関すること。が、その組織で行なわれております。

それから、所長は共同調理場におきましては、各教育分室長が所長を兼務しております。回数でございますが、年度当初1回、こういう運営協議会を開きまして、その年の給食に関することについて、審議をいただいております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁漏れはありませんか。

○熊高議員

あります。

○松 浦 議 長

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

当方の窓口はどこかということと、いろいろ材料使うところの窓口の権限はどこにあるかという、校長にあるんかどうか。

○松 浦 議 長

これは、どなたが答弁されますか。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい。食育基本法の本当の窓口はどこかということでございますが、これは、法律を制定いたしましたのは、内閣府でございます。で、県の方へ聞きますのに、県は学校教育の中身にかかわることに関しては、指導第3課が関係しとると、ところが、地場産業の食材を使って、そしてその有効的な活用等についてはですね、これは、農業振興部の方が担当しとるということでございます。安芸高田市の場合については、今のところは、産業振興部の方の声がかかりで、学校における食育というかたちでの動きをさせてもらっていますが、その食育教育基本法に基づいた、市としての、食育推進会議というものをどのようにもつかということについては、まだ私の方も明らかになっていないということもありますので、このことにつきましては、そういうものを市長部局と一緒に考えていけないと思いますが、ただ県の方もですね、国の方も、具体的な推進会議につきましては、中身についてのどういうふうな内容があるかについて出しておりませんので、県の方もそういうのをつくっておりません。独自で、市でつくればいいわけですが、そこまでの動きをまだしてないというのが実状でございまして、その点については、今後とも県等の動きを参考にさせてもらいたいと思っておるところでございます。

それから、食材等についての権限はどこか、これは、それぞれの場長、あるいは各校長が最終的な責任を持ちます。ただ、実務的には、栄養士さんが動いてもらうというのが、本当の姿でございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

他に答弁漏れはありませんか。

○熊 高 議 員

ありません。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

○熊 高 議 員

議長。

○松 浦 議 長

はい。10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

最後の質問でありますので、一番ある意味聞いて、国なり県なりの流れに沿ったまちづくりしかできんのかな、という気がしました。だからそれは、ある意味では財政とかそういうのを含めて、当然のことかもわかりれまんが、やはり、あえて言えば、住民に自立を促すような自治組織づくりをしとるわけなんですよ。だから、市そのものも自立をしていこうじゃないか、という時代だなあという私は気がするんですね。そのために、いろいろな手法があるということを考えていく、これが、市の執行部であり、我々議会だろうと思うんですね。市

長がさすがに、慎重な物言いをされる市長さんですから、どこに真意があるのか、それぞれの受け止め方で、それぞれ違うようなご答弁をされましたけれども、議会の責任も大きな物があるというふうな受け止め方をさせてもらいましたが、そういった面からすると、やはり国からのお金、県からの事業の指示、そういったものを当然大事にしていけないといけないけれども、市独自の方向性、市が自立するということを、やはり、今考えないといけないのかなあという気がして、それぞれの答弁を聞かせていただきました。

特に今の食育の問題にしても、国なりが、大きな枠を示してきたわけですが、それをチャンスととえて積極的に取り組んでいくか、逆に県が何もしないから、県の指導待ちですよと、いうかたちにするのか、横断的にそういった取り組みをしていく部署をつくっていこうというような発想が、執行部の中に出てこないのかどうか、そういったところをやはり、まちづくりで問われるんじゃないかなど。市民に求める以上に、そういったものを我々執行部自体が、しっかり認識する時代じゃないかと、今までのいろんな議論を見て、私は察していただきました。特に、農業部分で言えば、農業特区というのがいろいろ全国でやっておられますが、リース特区ですかね、こういったものは、全国で6つぐらいしかやったものがないというような特区らしいんですよ。で、広島県もその6つのうちに入っとるんですよ。市長さんは農業会議の県の会長さんでありますよね。農業委員会の親玉の部分であるわけですが、そういった特区の使い方とかですね、そういったものも含めて、特にこれは、民間の力を活用するいうんですよ。農業法人以外にも、こういったものができるというような方向でやるわけですから、そういった民間の力というのは、指定管理者制度とか、人的委託とかそういったものを非常に、今後使っていこうという流れも出てきたわけですから、そういった部分だけじゃなしに、今後本当に民間の力を引き上げるような、そういった姿勢というのが、市にないといけないんじゃないかなあという気がするんですよ。

先般、JRの三次の部長さんと話をして、これ、産業振興部長は御存じだと思っておりますが、サッカー場を使って、少年サッカーのJRなるとかというのをやろうというようなことを、昨年模索されたんですが、グラウンドがつかえてできなかったというのがあったわけですが、まさしく民間は、命がけで生き残りをかけてそういった動きをしとるんですよ。その対応が市として、本当に適切だったかどうかということも言えるんだと思っております。あるいは、市長さん、部長さん、情報を既にお持ちのことですが、高宮のリージャスクレストゴルフクラブで2007年、来年、再来年に宮里藍あたりが活躍した女子オープンが、正式に誘致されることが先般決定されたようです。そこで、専務さんあたりが、非常に安芸高田市の産業との連携をしたいという申し入れというんですかね、そういった思いでおられます。

そういったことを生かすことが、市の責任じゃないかなという気がするんですね。むしろこっちから、民間に訴えたいくべきところを、民間はやはり、生き残りをかけて自らが追い込みをかけてくるんですね。その売り込みをいかに受け止めて、うまく生かしていくかというのは執行部の力にかかると思うんですね。そういったことも含めて、民間の力を生かすための構造、改革特区、そういったものをどのように考えておられるのか、市長もそういったトップにおられるわけですから、全国の流れの中で、広島県はなんでそんなことをしないのか、県がしなかいから当然市もしないということで、農業というのは、本当に見放されていくという。さっき傍聴席の皆さんとちょっと話をしたら、行政が農地を守るような手段をしてくれなかったら、我々は農地を投げますよ、というような極端な話しも冗談半分に出ておりましたが、やはりそういったことも含めて、市独自の自立した農業政策も必要じゃないかなというふうにですね、そこらあたりを、ぜひとも18年度には目に見えるかたちで、市民に示していただきたいということで、最後の質問を終わります。

○松浦議長

はい。ただいまの再々質問について、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

新しい施策とか合理化、当然役場の中の合理化、先ほど来、出ております給食センターの合理化とか、保育所の民営化とか、そういうような問題、本当に、早くやらなきゃいけない問題があります。しかし、最近の世の中の流れというのは、一つ事業をやろうと思うと、審議会がやるとか、公聴会がいるとか、いろいろそういうものを、段取りを組んでいかにやいけんという問題もあるわけでございますね。しかし、私は議会と執行部がうまく歯が噛み合えば、そこで即決で決めてやらなきゃいけんことを、即決でできることがあるんじゃないかと、このように思います。

そういうことで、当然学校給食の問題も、今後その民営化に向けて、施設が古くなっておりますんで、そういう時期に民営化に向けて改修する時期にきておると、このように思いますし、保育所の問題にしてもですね、もう先ほど申し上げましたように、問題はゼロ歳から3歳の子どもを、5、60人収容できるところをつくれば、当面の保育の問題は解決すると、私はそう考えております。そこらを、どのようにうまく歯車を噛み合わせながら、早くやっていけるかということが、今急がれる問題であろうと、このように思います。もちろん、内部の問題についても手をつけんにやいけん問題が、たくさんあるわけでございます。

民の力を借りて、今後どのように地域振興をはかるかということでございますが、先般もサンフレッチェのご苦労さん会があった時に、広島で議長さんも議会から行ってもらいましたが、その時に、先ほど話にもありましたデオデオの社長、これはサンフレッチェにも関係が

ありますし、それから、ゴルフ場にも関係がある。地元と協力してできるものはないか。地場の産品を使う方法はないかという話しもちょっと聞かせていただきましたので、そこらをやっぱり、もうちょっと力を入れて、湧永のハンドと、サンフレッチェのサッカーというのは、大きな安芸高田の目玉となるものでありますが、まだちょっとそこが足りないと、このように考えております。そこら、今後とも連携を取りながらやっていきたいとこのように思いますし、民を利用した大きな事業というのは、私は農産物処理加工センターであろうと思います。これが、うまくどのように機能するかによってですね、高田の農産物の振興に大きく寄与するというふうに考えておりますので、そこらも今後ともご協力を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

○熊高議員

農業特区の取り組みの答弁がない。

○松浦議長

それは産業振興部長。

○熊高議員

それは、市長さんが農業会議おられるんで、全国の流れの中で、どのようにとらえておるかという答弁でもいいですよ。

○松浦議長

それじゃ、市長、再答弁願います。

○児玉市長

農業特区の問題については、いろいろな情報はありますが、実際にこちらで適用してやるかどうかという問題と、特に今問題になっておるのが、農地法の規制がですね、非常に厳しいと。特区をやって、株式会社を入れて、もう少し商売を入れたものをやりたいという時に、一番のネックは、農地法が一番のネックになるわけでございまして、そこらの農地法をクリアしながらどのようにやっていくかという、現在でも既に御存じの方がいるかと思いますが、ひとつの建設会社が、新しい農業をはじめたいというような動きも出ておりますので、そこで、いろいろな規制をクリアしながら、特区ができるかというのは模索していきたいと思います。

○松浦議長

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 杉原洋君。

25分開会でしたので、杉原さんの質問が終わって、休憩をと考えておったんですが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

13番 杉原洋君。

○杉原議員

一般質問も今日が2日目でありまして、終わりを迎えた中で、市長におかれましては、大変お疲れでございまして、13番の新政会の杉原が、先般通告をいたしております件について、お尋ねいたします。未収金、滞納金の整理について、市長にお伺いします。

先般、11月21日から12月9日までの期間、臨時議会が開かれまして、平成16年度決算認定審議にあたりまして、各項目とも不納欠損額、収入未済額があり、滞納金は、前年度より増加をしている状

況にあります。このことは、誠に残念であり、遺憾のことであると思うわけでございます。監査委員の意見書にもありますように、行政活動の自主性、安定性の確保と、負担の公正性の観点からも未収金、滞納金の徴収に、これまで以上の努力が望まれると示してありますが、まさにそのとおりであろうと思うものであります。

既にですね、昨年7月、増元助役を中心に滞納整理プロジェクトを立ち上げてましてですね、徴収にあたっておられるにもかかわらず、未済額滞納金ですね、前年度より増加していることは、どういう理由なのか。また、どのような徴収方法を取ってきておられるのか、今後の対応はどうしていこうとしておられるのか、市長の所見をお伺いするものであります。

○松浦議長 ただいまの杉原洋君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 杉原議員さんの未収金、滞納金の整理についてということでございます。

御承知をいただきますように、公平、公正を堅持する目的で、平成16年度7月に助役を本部長とし、本庁、支所の関係部、課員を構成員として、市の滞納整理対策本部を立ち上げ、現在、徴収にあっております。対策本部では、関係各部、課の取組みの整合を図るとともに、統一した取組みを進めるよう指示をいたし、職員が共通の認識に立って、滞納整理を行えるよう、調整をしておるところでございます。

平成16年度におきましては、決算主要施策に関する説明書でも、ご報告をさせていただいておりますが、滞納整理の基本となります徴収取扱基準の作成や、滞納整理年間実施計画の提出などを指示し、徴収強調月間を定めて、滞納者の状況把握を中心に、戸別訪問等の取組みを行い、それぞれ債権担当部において、事務手順の確立を図ってまいりました。

また、平成17年度は、法的措置を前提として、徴収取扱基準に基づいて、滞納整理を実行いたしておりますが、今後は、徴収事務の一層の確立と、法的措置の早期定着化を図らなければならないと考えております。

滞納整理にあたりましては、公平、公正を堅持するためにも一層、毅然とした取組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

はい。13番 杉原洋君。

○杉原議員 当局におかれましては、このことを重く受け止められて、対策は講じておられるように受け止めておるわけですが、事実ですね、そのご苦勞は認めるわけですが、数字的にですね、増えとるい

うことが、認めがたいところもあるということをごです、私はまあ、言わざるを得んのです。そりゃあ、整理をせえ、整理をせえというのはみやすいが、整理をしようするのは誰なんかいことは私もよく知っていますけれども、やはりごです、市民としてごです、義務、責任というものは等しくあるわけごです。

そうした中で、このことごです、案件によっては項目によっては、随分長いものもあるわけごです。そういう中でごです、まあ、あの言わざるを得んことで、言わせてもらうわけごですが、やはりごです、納税をしたものは、それではどういふ思いでおるか、いうことごです、あるわけごです。そうした中で、不納欠損金というのごです、理由も聞かしてもらっておりますが、時効になったとかね、いろいろなことあるわけごです。こがなことがあつてええじゃろうかいごですよね。どうしてもやむを得ない理由がある部分は仕方ありませんが、随分、徴収の努力が足らんことにおいて、こいふ事態が生じておるのではないかこいふふうにおもうごです。そこらはどうなんごですか。

いつも市長さんが難儀にしておられるごですが、自主財源が足らんこいふことがあります中で、市民が何を要望されてもごです、県が採択する仕事、国がする仕事にしてもごです、自主財源なくしてはできないごです。単町でやるにしても、当然のことごです。

そうした中でごです、この膨大なごです、この安芸高田市としては6億なんぼこいふのは大きな金なんごです。このことごです、先日の決算認定においてもごです、特別委員会は、付帯意見を付してごです、一応まあ、しぶしぶ認定しておりますが、これが、数字が少なくなつていくようならごです、ええんごですが、増えてくるこいふことは、大変許しがたいことごです。市民に対して。こいふようなことごです、どのように受け止められるのか、お尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの杉原議員さんご質問ごございますが、決算にも数字が出ていふ状況ごございます。助役を本部長として、滞納整理対策本部をつくつて今、昨年来、鋭意、徴収をしておるところごございます。助役また、担当の方から状況についてご報告申し上げ、今後の見通し等も申し上げたいと思ひます。

○松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

助役 増元正信君。

○増元助役

滞納整理の対策本部長といたしましても、議員ご指摘のことにつきましては、大変重く受け止めて、同じような認識で取り組ませてもらつておるこいふふうにお思ひます。市長の命を受けまして、5つの部に分かれております。全部で28の費目にまたがっております。細かい数字は別といたしまして、平成16年度のスタート時、7億円余り滞納分が、過年度分の滞納分ごございました。各部それぞればらばら

でやるのではなしに、市として統一した認識のもとに、市民の皆さんにお願いしようということで、本部を取り組まさせていただきました。

これまで戸別訪問、あるいは電話の催告、あるいは催告状の発送、分納誓約、そういった手法でもって各職員、それぞれに取り組んできてくれております。また悪質などと言いましょうか、約束を履行していただけない方につきましては法的な措置、税におきましては差し押さえ、国保におきましては保険証の発行停止、あるいは短期の保険証の発行、あるいはまた、上下水道におきましては給水停止の予告、それから最終的な給水停止、こういったことを織りまぜながら取り組まさせていただきました。

平成16年度におきましての徴収実績につきましては、決算でご報告を申し上げたとおりでございますけど、金額にいたしまして、約1億1千5百、徴収率16.4%でございます。しかし、なぜ増えておるのかということでございますが、これは16年度の現年分が、やっぱり1億5千くらいあるということでございます。これは景気の低迷等々、あるいは合併の中での、混乱の中での徴収事務の届かないところといったようなこともありまして、特に保育所等についてはですね、子どもさんが保育所におられる段階でいただくということは、非常に大きな要素だというふうなことで、現場の保育士さんなり所長の方から、現年分について、あるいは滞納分もそうですけども、やりましょうという取り組みをさせていただきます。17年度におきましても、引き続き16年度の実績を下回らない、何%か上乘せをしてという数値目標を掲げまして、現在取り組んでおるところでございます。またご報告はさせていただきますと思いますが、11月末現在、過年度分につきましては9.84%の徴収率というふうになっております。

今後の対応でございますけども、先ほども戸別訪問、あるいは電話催告、そういった基本の部分きちっとやり続けるということが1点ありますし、2点目は、やはり現年分を発生させない、そういうことに取り組みたい。もうひとつは、過年度分につきましては、やはり悪質な滞納者、支払能力はあるのに支払わない等々につきましては、大変不公平であるというふうな中から、税におきましては税法上の差し押さえが可能でございますけども、その他におきましては、民法上の裁判手続きといったようなことも必要になってまいります。そういったノウハウもですね、もう少し蓄積をさせていただかなきゃいけない。これが、今後の課題であろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、2年目の今、取り組みをさせていただきます。今後3年目に向けまして、目標数値も掲げながら、組織全体で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○杉原議員  
○松浦議長  
○杉原議員

はい、議長。

13番 杉原洋君。

はい13番。大変対策本部を立ち上げられて、努力しておられますことはよくわかりますけれども、法的処置もとっていくと申しておられますようにですね、やはりどうしてもですね、応じていただけない人は、やはり項目によっては、保証人もおられましょし、また財産もあるわけでございます。そうした中で、本市には2人も弁護士が、顧問弁護士がおられるわけでございます。そんな中でですね、整理はつくと思うんですよね。どうしてもですね、不納欠損とか、欠損額ということがおきないように、滞納整理を、言葉は失礼になるかもしれませんが、厳しくですね、徹底的にですね、整理をしてもらおうと、こういう言葉を肝に命じてですね、やってもらいたいことを強調します。大変ご苦勞であろうと思いますが、ひとつ来年の決算時には額がうんと減って、成果が見えるという決算を望むものでございます。

終わります。

○松浦議長

答弁はよろしいですか。

以上で杉原洋君の質問は終わります。

お諮りいたします。

ここで、休憩をさせていただきたいと思えます。

次の開会は3時40分です。

~~~~~○~~~~~

午後 3時23分 休憩

午後 3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、時間が参りましたので再開をいたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 入本和男君。

○入本議員

議長。14番、入本和男でございます。先の通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

このたびの一般質問の内容は、私にとっては分子と分母に分かれれば、どちらかといえば分子の子に対しての、質問を総括させていただきました。この抜粋の中にも安芸高田市総合計画の中の問題を取り上げました。

日本はかつて、水と安全はタダという時代が、本当に治安の安全を誇れる時代があったわけでございますけど、今日の姿を見ると、非常に不安がつきまとう社会情勢になってまいりました。凶悪犯を見ても、平成7年には6,788件が、平成15年にはなんと1万3,658件と、ひとつの犯罪を取ってみましても、1年ごとに1割ずつ増えていくような、非常にまあ住みにくい環境になっておると思えます。

そこでやはり、我々、行政に関わる者、また地域に住む者として、

1人1人が市民にできることをすること、また行政は行政としてできること、手を組むことによって、現在の不安から、安全な安心なまちづくりができるんじゃないかと、思っております。よりまして、4つの課題をこのたび、市長に伺うものであります。

公共輸送機関の整備について、現在予約乗合タクシーを運行されていますが、スクールバスの検討を併せて計画される予定がないかということですが、教育長の方はないと、ご答弁されましたけど、やはり、現在福祉の面を考え、また少子化問題を考え、安全面を考えた場合には、これを交通機関としてとらえた場合には、やはり現在やっとなことと、併用しなければならない時代が来るんじゃないかと思うわけでございます。せっきくの、いいこういう乗合タクシーを計画されて、経費を使っておるわけでございます。将来を展望した場合には、安芸高田市内におきましては、高齢者、学生を問わずですね、交通機関の運用で、不便をかけず、安全な、安心な、交通機関が提供できるんじゃないかと思うんですが、その点について、市長に伺うものであります。

次に、スポーツ活動の推進でございますけど、この、市として各スポーツ指導者の研修会の計画は、と題しておりますけど、先日、スポーツの内容の資料いただきましたところ、非常に多くの方がスポーツされておりました。しかしながら、偏っておるという傾向も見られます。やはり、数字というものは、行政がただ行事をただけではなく、将来にこのスポーツの投資効果をどのように出すというのが、やはりスポーツ指導者の研修会によってですね、行政と組んで計画に乗っていくことが非常に大切と思ひ、ここに上げたわけでございます。

また、先だって壮行式等がございましたけど、この基準がですね、非常に私は理解に苦しむものがありましたので、明確にして、やはり努力して、その場をチャンス得たものはですね、激励というものは当然、市民、行政ともですね、応援するのが本来の姿ではないかと思っております。壮行会も激励会も、ともに選手を励ます会だと思っておりますが、予選会があるなしで、これだけの変わりがあるというのは、市民にとって本当に理解していただけるものかどうかというのが、選手にとって勇気づけられるものではないというふうに思うわけですけど、その基準について伺うものでございます。

次に、感染症対策でございますけども、残念ながらインフルエンザも流行が1週間早めたというかたちですね、A香港型が出たというのが新聞紙上を賑わし、これはかなり重傷であるというふうに聞いておりますが、この予防促進の状況はどのように、当課としては市としてやっておるのか、その内容を聞くものでございます。

また、鳥インフルエンザの問題はですね、これは、人的被害がまだ出てないわけでございますが、これも、そうは言っても、あれだけテレビを賑わすということになりますと、市民に安全を与える意味にお

いても、やはり十分、その生産者並びに市民にですね、知らせる義務があるのではないかと思います。その内容を聞くものでございます。

4番目に、救急医療の体制の整備でございますが、分駐所の問題が当面あがっております、先立って中間報告がありましたけど、これは、日々起きとる救急車並びに火災等、予期しないものでございまして、1日も早い達成が必要かと思っております。よって、足下に置くことができないので、まだ17年度具体的に、18年度に向けて用意する段階がありますので、その内容を改めてここで伺うものでございます。

答弁が用意されとると思っておりますので、してきたことはここで避けて、答弁による再質問は自席にて行ないたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの入本和男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。入本議員さんの方から、公共輸送機関の整備についてというご質問でございます。

御承知いただいておりますとおり、本市におきましては、平成16年度に合併後の生活交通に係る諸課題や環境の変化を踏まえ、行政として確保すべき生活交通サービスの水準を明確化するとともに、乗合路線バスの再編や予約乗合タクシーの運行、スクールバスやその他の移送サービスのあり方などにつきましても総合的な検討を行い、生活交通確保推進計画を策定したところでございます。

本計画の、生活交通の確保に係る基本方針につきましては、乗合バス路線を基幹としておりますが、バス路線の配置が困難な地域におきましては、様々な地域の実態を勘案いたしまして、多様な生活交通を組み合わせ、生活交通サービスの維持、向上を図ることにいたしております。とりわけ、学校から遠距離地域の児童、生徒の通学や高齢者の通院、買い物等の交通手段の確保につきましては、主には、支所と周辺地区を連絡する地区間連絡バス路線により、対応することといたしております。

なお、スクールバスにつきましては、美土里町智教寺地区の小、中学生及び高宮町川根地区の中学生を対象にいたしまして、今後も運行を維持していきます。また、甲田町の下深瀬地区につきましては、小学生の通学手段を確保するために、下深瀬線を備北交通に委託して、下深瀬線～吉田間をバス運行してございましたが、効率的な運行を図るため、本年11月からスクールバスにより対応をいたしております。路線乗合バスの総利用者数の約5割は、通学による児童生徒が占めているという現状もございまして、今後も一層利用の促進を図り、路線乗合バスの運行を維持することが、必要であると考えております。ご理解賜りたいと思っております。

続きまして、教育委員会から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

○松浦議長

引き続きまして、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい、議長。それでは、先ほどの質問に対しまして、教育委員会の方に関係分で、3問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、スクールバスの運行の検討についてということでございますが、この件につきましては、昨日も多少お話しをさせていただきました。また、先ほども市長の方で話がありましたが、教育委員会といたしましては、スクールバス3路線のほかに、バスの通学者には助成をさせていただいておるところでございます。

次に、子どもたちの安全確保という観点から、スクールバスの運行についてということでございますが、確かに、登下校の安全確保について、万全を期すべきであると認識しております。

先日、学校へ、通学路の安全点検、特に、一人で下校しなければならない危険地域を確認すること、あるいは、見えにくい、入り込みやすい危険箇所を安全マップ作成することによって、より危険を防止することの指示をしております。

現在では、スクールバスの運行については、考えておりませんが、子どもたちの登下校の安全をさらに確保して行くために、今後、児童生徒数が少なくなり、広域から通学するというような状況があるということを考える場合には、議員の提案も参考にさせていただき、研究してまいりたいと考えております。

次に、主として各スポーツ指導者の研修会等のことでございますが、各スポーツ指導者の研修会、現在市の教育委員会が主催をして、体育指導研修会を行っております。また、三矢の里スポーツクラブ主催でも、各種の研修会がなされておまして、平成16年度にはテーピングの仕方とか、熱中症の予防、器具を使わないトレーニングと題した研修会、また健康づくり講演会などが実施されております。スポーツ少年団におきましても、リーダー養成を行い、これから先の指導者の育成を目指して、スポーツ少年団初級ジュニアリーダースクールが行なわれております。

県では、県の体育指導員研究大会、あるいは、広島県女性体育指導員研修会、新任体育指導員研究会、スポーツマネジメント講座、スポーツレクリエーション指導者講座などの研修会や、体育、スポーツ指導者を対象にスポーツ科学実践講座が開会されております。市の体育指導員に普段の研修会に、積極的に参加を依頼しておるところでございます。この研修の成果を、それぞれの地域において還元をしてもらえることを、期待をしておるところでございます。また、毎年、広島県スポーツ少年団指導者研究大会が開催されております。このような機会を活用していただければ、研修を深めていただきたいと思います。

今後ともスポーツ少年団の指導者をはじめ、各種の指導者がスポーツに関する幅広い知識と技術を習得していただき、地域スポーツ振興

の担い手になるよう、リーダーとして活躍していただけるよう、メンタルトレーニングやスポーツ医学等についての研修を開催できるようにしていきたいと考えております。その際、サッカートレーニングと連携をし、サンフレッチェのトレーナーなどの協力を得ながら、研修も考えていきたいと思っております。

次に、壮行会、激励会の基準と内容でございますが、平成16年度におけます壮行会等におきましては、合併前からの各町の方法によって、全国大会出場に係る壮行会等を実施してまいりました。また、その奨励金等においても、これまでの方法で支出をしていた状況がありました。合併2年目を迎えました平成17年度においては、市のスポーツ奨励金交付基準を設定いたしまして、奨励金の額及び壮行会、激励会の内容を統一していくことにいたしました。

その内容ですが、日常のスポーツ活動の成果として、全国大会に出場されることになった個人及び団体が、安芸高田市のスポーツ振興に寄与すると認められた場合、予算の範囲内において、安芸高田市スポーツ奨励金を交付し、市民のスポーツ意識の高揚と競技力の向上を図ることを目的としております。その中の壮行会及び激励会の基準と内容についてですが、まず壮行会を行なう基準は、予選を勝ち抜かれて全国大会以上の大会に出場される方を対象にします。例えば国民体育大会、インターハイの全国総合体育大会、その他各種の全国大会、あるいは世界大会などがあります。激励会は、小学生、中学生を対象にクラブ活動等で予選を勝ち抜き、中国地区大会等に出場される方でありまして、また、勝ち抜き予選というような機会はありませんが、全国大会に出場される方を対象といたします。

本年度既に、壮行会6件、激励会2件を実施しておりますが、頑張っている選手の方の激励をするということで、スポーツ振興を図っていきたくて考えておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き、質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。感染症対策の充実ということでございます。

まず、インフルエンザの予防促進についてでございますが、インフルエンザは、通常の風邪とは異なり、高熱や全身症状が強く、特に高齢者がかかると肺炎等、その合併症を引き起こす確立が高く、死に至ることもございます。予防には、流行する前に予防接種を受けて、免疫をつけておくことが重要で、本市では、65歳以上及び60～64歳の方では、心臓、腎臓、呼吸器及び免疫機能障害のある方々に、自己負担額をいただいて、インフルエンザの予防接種を行っております。60歳未満の方々へのインフルエンザ予防接種は、任意接種のため、公費による助成はございませんが、接種に関する相談に応じ、接種可能な医療機関の紹介などを行っております。ワクチンの供給状況につ

きましては、市内医療機関では、既に在庫がなくなったところもあるようですが、芸北地域保健所の在庫調査報告によりますと、市内全体としては不足状況はございません。

次に、鳥インフルエンザへの対応策ということでございます。

水鳥を中心に、多くの鳥に感染するものを、鳥インフルエンザと言います。なかでも、ニワトリやカモなどが死亡する重篤な症状をきたすものを、高病原性鳥インフルエンザと言います。

通常は、人に感染することはありませんが、近年、人での高病原性鳥インフルエンザの発症事例が報告され、鳥インフルエンザが変異することなどにより、人から人へ伝染する新型インフルエンザへの対応が、重要となっております。通常のインフルエンザ予防接種は、この鳥インフルエンザへの効果はなく、国レベルで早期実用化に向けて、開発が進められております。

安芸高田市では、発生していない段階においては 国、県、保健所からの情報に基づき、市民への情報提供を行います。現状では新型インフルエンザは出現しておりませんが、従来のインフルエンザ同様、抵抗力を高めるなどの、日ごろからの市民1人1人の感染防御が大切なことから、このことについての啓発を引き続き実施してまいります。

また、発生数の対応といたしましては、鳥のみの発生、人への感染など 段階に応じて、県保健対策室、芸北地域保健所と緊密な連携をとり、家庭訪問、地区住民の検診等の対応を検討してまいります。

以下、産業振興部長が補足説明をいたします。

○松 浦 議 長

引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは、発生源の方であります鳥インフルエンザの状況について、ご報告を申し上げます。

今年度6月の26日に、茨城県で高病原性鳥インフルエンザが確認をされております。昨年来から、日本で計6件が確認をされてきておるところでございますが、昨年の段階から、家畜、保健衛生所との連携を取りながら、この対応を現在も続けてきております。昨年の発症時には、使用者への管理の徹底等の指導のチラシなどの配布、それから、広報活動等を実施をしてきております。また、現在も大型養鶏場の事業者等には、家畜保健衛生所における実地検査を、定期的に現在も行なわれておりまして、今後とも引き続き、この鳥インフルエンザの発病状況につきましては、慎重に関係機関と連携をとりながら、対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

引き続き、市長 児玉更太郎君の答弁を求めます。

○児 玉 市 長

医療の、救急医療体制の整備についてのご質問でございますが、御存じいただきますように、調査結果の中間報告が出ております。これを踏まえて、消防長の方から回答をさせていただきたいと思っております。

○松浦議長

答弁を求めます。

消防長 村上紘君。

○村上消防長

議長。それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

先般来、分駐所問題につきましては、調査委託を業者にいたしまして、その調査結果の報告書等につきましても、議員の皆さんのお手元に配布させていただきまして、その内容等についてのご説明を、させていただいたところでございます。その後、どのような計画進行がされておるかという、入本議員さんのご質問だと受け止めさせていただきませんが、調査報告書以外の部分で、私どもの方としては、この分駐所問題というのは、市長もたびたび議員の皆さん方のご質問に対して、その必要性の重要なことは、十分認識されておるというご回答もしておるところでございます。

私どもも、そのとおり受け止めてはおりますが、人件費がこの分駐所問題には、大きな財政的な負担としてかかってくることも事実でございます。前回の調査報告書に基づく内容の中にも、手法として、人件費をどのような方法で、対応していけばいいかというような手法が、3点ほど提言がされておりました。合わせて私どもは、それ以外の方法として国の方に、さらに私どもの方で考えた、執行部で考えた方法を国の方へ、今問い合わせをしたところでございますが、消防業務というのは、法律に従いまして設置をされ、運用をされておるといふ実情の中で、私どもが今、国の方へお問い合わせをしている内容というのは、その方法の中に検討されていない内容を質疑として出しとる関係上、全国的な影響が非常に大きいということだろうというふうに、私ども認識しておるんですが、検討の結果がまだなかなか出ないということで、私どもとしては、国の方からのその回答を待っておるといふのが現状でございます。

できるものならば、国の方の回答の内容によりましては、それに基づいて、今後作業を進めていきたいなど。そうしますと一番大きな問題点であります人件費問題を、少しでも安く抑える方法が実現できるんじゃないかということで、今おるのが現状でございます。調査報告書に基づきました、手法についても、今打っておかなければならない手立ては、いろいろと手を打っておるところでございます。

最終的に、国の報告の内容によりまして、どの手法でやろうということの結論が出ましたならば、大きな支障をきたさないような方法で事務処理を進めて、実現の方向にいく場合には、スムーズに事務処理を進めていきたいということで、検討をいろいろとしておるといふことにご理解をいただきたいと思います。

○松浦議長

続きまして、福祉保健部長、答弁を求めます。

福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長

はい。それでは、インフルエンザの予防促進の状況ということでございますが、現在17年度につきまして、12月7日現在でございま

すが、対象者に交付済が7, 411人の方に交付いたしております。それで、医療機関等につきましても、安芸高田市医師会、それから広島県医師会及び県外の医療機関と契約することによりまして、県内、県外含めて、9百余りの医療機関と摂取が受けられるような体制をとっております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

バス路線につきましてはですね、やはり高齢者には、かなり配慮されてですねうまくいっとるんですが、弱者の、ここでバス路線を出したのは、言うまでもなく、犯罪が多いというかたちでございます。そうすることは、少子化につながってですね、3万5千の人口を保てば帰り支度は、1人が2人になるかも分かりませんが、現在、そういう手立てを打たない限りは、やはり行政が手厚い保護をして、宝というものを守るためには、経費をかけてやるのが我々の役割ではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、バスを出さないのならばですね、やはり先ほど教育長が言われましたように、シールとか、それから黄色いジャンパーの統一した、愛のパトロールとかいうものをもってですね、これを有償としてですね、配るんでなくて自ら子どもを守るんだという意識のある方には用意しますよ、というかたちを応募されてですね、やはり地域で守るんだ、というぐらいの気持ちでですね、やるというのが、大切なことではなかろうかというふうに思うわけですが、そういう準備があるかどうかいうのを伺うわけです。

一斉下校というので、確かにいいことはいいんですが、それが車の交通事故という、歩道が十分整備されてなくてですね、交通事故というまた逆効果も出てくるケースもあるわけですね。そうすると、ドア・ツー・ドアというのが、一番ドアからドアが安全なんでございますけど、子どもというものは、自然の中で戯れながら遊び、また、おじいちゃん、おばあちゃんと会話をしながら帰ることが、道徳を学んで非常にいいことだと思うわけですが、理想ばかり追ってと言うわれんし、現実を迫るためには、そういうことも手段も必要かと思うんですが、それともう1点、児童クラブがですね、学校内に置いてあげれば、非常に保護者も安心してですね、お勤めできるのではなかろうかと思うわけなんです。と言いますのも、現在、通学路範囲内以外のところにもですね、非常に、危険な箇所があるわけなんです。その対処法とすれば、やっぱり学校の近くに児童クラブを置いてですね、そこにボランティアの守っちゃろうと、おじいちゃん、おばあちゃんが行ってでもですね、子守りをしてやろうという方を見つける方が、より安全で

はなかろうかと思うんですが、そのあたりの、やはりできるところから、地域の住民の力を借りると言えばですね、そういう施策も打ち出してですね、やらないかあいけないかと思いますが、その点についての行政としての考えをお聞きしたいと思います。

先日、甲立小学校もですね、何時ころ帰りますから、できたら子どもさんが帰るときに注意を払ってくださいというチラシがきましたけど、なかなかその時間帯にうまく合えばいいんですが、事故というものは人の目を盗んでありますんで、もう少し、行政としては宝、宝と言いながら、一步踏み込んだ施策がないと本当の宝と言えないと思いますんで、その点をお伺いするものでございます。

その次のですね、スポーツの方ですね、いろいろと施策を言われたことは重々私も、体育指導員のはしくれなんですけど、これはですね、現在70名おると思うんですが、先立っての研修会にも半数しか来ていないという実際の出席率見たら、非常に低いと思うんですよ。それがですね、今からの体育指導員並びに指導者はですね、ランク制を設けてですね、やらないといけないというのは、子どもに対する指導者もおればですね、高齢者の対象者もおるし、現役のバリバリもおります。そういう段階があったらですね、その段階に応じた研修並びに実践が必要だと思います。小学生で、あまりにも勝負にこだわった指導者というのは、いかななものかというふうに思うわけです。やっぱり小学生には通過地点でございますから、健康管理、マナーというものが第1条件で、いい体をつくって、中学校で専門的なことをやらして、そしてやっぱり中学校でも、現在先生の中にはですね、そういう専門知識をもっていない方もあるので、やはりこれも地域の財産を借りてですね、ランク付けの中でですね、学校を理解し、また地域を理解し、スポーツを理解したものを、ワッペンをつけるくらいのランク付けの指導者を設けていけばですね、先生が変わっても、いい方向、伝統は残せるんじゃないかと思うんです。

教育長も御存じのように、先生というものは転任があります。あったら去年まで強かったいいクラブがですね、1年で、がらっと不良グループに変わるケースもあるわけでございます。そうしたらやはり、そこで地域の力、力と言いながら、学校に参入した、指導者はまったく見受けられないわけでございます。そういう点では、やっぱり資格試験、研修さすわけでなしに、ただそういうランク付けでですね、やっぱり指導者も、サッカーはそういうランク付けになっと思ってしまうんですが、ぜひそういうスポーツに関してもやっていただきたい。体育施設の利用状況を、無理を言って、今日までいただいたんですが、ゲートボールのやっぱり状況が、非常に少なくなっておるんですね。3千8百人くらい。それから、グランドゴルフは1万5千と非常に上っと思えるわけです。その高齢者のスポーツ状況がですね、非常に少ないのはわずかにトータルで見ると、27万3,676人という数字を報告い

ただいとるわけでございます。そうすると、実際に高齢者関係が健康で、という福祉の面から見てもですね、これは非常に5%ということは、非常に比率が少ないわけでございます。やっぱりそこらにも振興を図っていかないといけないというのが、データというものは必要だと思うわけなんです。

そういう意味で、また地域性においても、差が出るわけでございますけど、私も十分そこまで検討しとりませんが、そういう落とし込みをしてですね、教育委員会と福祉とがいっしょになって、プールの問題もありますけど、そのあたりを換算してですね、やっぱり数字というものは次年度の計画、また長期の計画において、非常に必要になってこようと思いますんで、この分析をしながら、やっぱりしていく必要があると思いますんで、そういうランク制の指導者を目指していただきたいと思いますが、その点について伺うものでございます。

それから壮行式の件でございますけど、国体の壮行式に私もたまたま機会があって出席させてもらいました。また、庁舎内の放送でですね、出席するように言ったりしましたけど、なんの壮行式の会場を見ますと、非常に意欲のわかない会場であってですね、ここで壮行式やって、はじめてほんとに激励会になるかいのというような、激励する人も少なければ、会場づくりもただやっちゃうんじゃないかと、やったんだというような形式でですね、祝辞言う人も、言いにくい状況ではなかったかと。また選手も、よしやっつろうというふうな環境ではなかったと思うわけなんです。それならまだ、市長室の緊張した中で、市長さんから伝達してもらった方が、よっぽどしか壮行式らしいなと私思っとるんですが、その中で、ここにも書いてあるようにですね、教育委員会だけでなく、福祉が絡んだら、県が絡んだら、障害者スポーツ大会も、パラリンピック的なものが国体の後あるわけなんですけど、これは教育委員会が関知しとるんかどうかわからないんですが、これは、聞くところによると福祉保健課じゃないかと聞いとるわけなんですけど、これは市長室で壮行式をされたらと、議会の方にもまったく通知がなしにやられとると。こういう壮行式にあってもですね、差があるという、連携がとれていないという、非常に私は、選手としては寂しい思いがされるんじゃないかと、私は思うんですが、するんならするうちに、しないんならあっさりしない方が、激励金だけ渡すんなら渡す方が、私は選手の立場になったらですね、その方がいいなというふうに思いましたが、その壮行式、激励会のかたちのうえでは、国旗、または、市旗を揚げてですね、何々の激励というようなものが、会場づくりから、ほんとに頑張ってくださいと、市民応援してますよという、そういう環境をつくるのかつくらないか、そのあたりを伺うものでございます。

それからインフルエンザのことにしましては、私は、これもデータをとってもらいたい言うのはですね、今、せつかく7千なんぼとい

う数字が出ました。それに対する、このパーセンテージが60何パーになろうかと思うんですよ。対象者が多分ね。そうするとそのパーセンテージを上げていくことができますね、今年は7千なんぼですが、来年は8千人目指すんだと、そうすることが、インフルエンザにかかることが少なく、医療費を下げる、それで福祉保健課の役割が果たせるんじゃないかと、ある面では、経済効果が出る言うたらおかしいですが、経費の削減にはトータルではなると思うわけですよ。やっぱりそういう数字を過去に残しとられるか、将来取り組む姿勢がですね、そういうかたちでやられる必要があると思いますが、その点について伺うものでございます。

それから、鳥のインフルエンザは、直接今ないと思いますけど、これについてはですね、今、養鶏場の訪問をしたとか、保健所との連携と言いますが、これは、福祉保健課と産業課と県の保健課の1本のラインにならないといけないという線を、それとですね、それは誰が担当者に、専門担当員がおって、誰の何番に行くように緊急課題の電話網、それができとるかどうかいというのが知りたいわけなんです。ただ、よその県ではあるけど、安芸高田市にあってはならないけど、あったときには迅速に対応できる、そういう答弁いただいた福祉保健課、産業振興課、県の保健課、そこらがですね、ひとつの一本のラインになつとるかというのが、非常に気になるところでございます。そして発生した場合は、その養鶏者の担当者は、すぐ第一報はどこに入れてくださいと、緊急番号を覚えておく必要があると思いますが、そういうことができていますかと、いうことを聞いとりますんで、その対応ができてなかったら、今後やりますと言っていただければいいし、できとればできとるで結構でございます。

それから、医療の方ですが、救急体制の方ですが、これは確かに国の施策にないことをやるという、非常に前向きな検討をされとるということは、これは大きく評価したいと思いますし、ぜひ勝ち取ってもらってですね、やっていただきたいというふうに思います。中間発表見ましてもですね、安芸高田消防の場合は、消防人員の方が少ないというのは、一目瞭然わかっておるわけでございます。それで聞くとところによると、今、職員の方にも公募かけとるんだというふうに聞いとりますし、やはり行政の方もですね、人員削減という中で、こういう不足したとこで、市民に福祉サービスに守れるチャンスがあるわけでございますので、細かい部分においては、いろいろと問題があるかと思いますが、いいチャンスではなからうかと思うわけでございます。首にするのが目的で言わなくて、やはり福祉サービスの重点施策においては、このうえないチャンスかと思うわけでございます。

このなかで、来年度の課題の中に、予算措置という問題があります。そこらのあたりもですね、しっかりいるものは使ってですね、ほんとに後の後悔のないように、ひとつ検討してもらいたいということ、

間がない、中間報告書に対して言うものでございます。ただ、これがですね、報告書をつくられるのに、どこかを研修されてつくったのか、ただデスクワークでつくられたのか、そしてそこらが気になるところがあるわけでございますが、この反省のもとにたってですね、前向きなかたちをとっていただければというふうに思います。

○松浦議長 　　ただいま、入本和男君の再質問について答弁を求めます。  
　　まず初めに市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 　　それぞれ具体的なご質問がございましたので、教育長またそれぞれの担当部、消防長の方で答弁をしていきたいと思っております。

○松浦議長 　　それでは、教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　　私の所轄しておる内容から、最初にお答えをしていきたいと思っております。

　　まず第一番に、体育指導員の問題でございますが、ランク制を導入したらどうかと。なるほどな、という思いをもたせてもらいました。今後、体育指導員の協議会等とも相談をさせていただき、入本議員さんの考えておられることも、十分聞かせていただいて研究してまいりたいと、このように思います。

　　次に壮行式、意欲もわからないような壮行式ではやるなど、いう厳しいご指摘でございます。反省をします。どのようにするかということについては、担当課長の方と十分練らさせていただいて、その会に席された方に、意欲をもって安芸高田市の代表として、頑張っていられるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、また、いろいろな面でご支援のほどお願いしたいと思っております。

　　バス路線等におきます愛のパトロールのベストとか、あるいは児童クラブでのボランティアにつけることについての考え方については、それぞれ担当の方から、また答えていただきたらと思っております。

　　以上でございます。

○松浦議長 　　それでは、引き続きインフルエンザの関係で、福祉保健部長 福田美恵子さん。

○福田福祉保健部長 　　はい。ただいま入本議員さんの方の、やはり対象者数に対して交付した人数、その数値をもってですね、また次年度へつなげて、より効果的なかたちでインフルエンザにかからないような予防について、その数値的なものをもって対応していきたいと思っております。

○松浦議長 　　引き続き、鳥インフルエンザの件で、産業振興部長 清水 盤君、答弁を求めます。

○清水産業振興部長 　　鳥インフルエンザの連携体制でございますが、市内におきましては先ほどありましたように、感染後の担当をします福祉保健部との連携をとるようになっております。

　　それから、県の方等でございますが、発生源につきましては、先ほど申し上げましたが、家畜保健衛生所との連携で、土曜日、日曜日の連絡等につきましても、各事業所等、農家へチラシの中で配布させて

いただいております、芸北地域事務所の中で保健所、家畜保健衛生所との連携がとれるかたちになっております。

以上でございます。

○松浦議長 引き続き、消防長 村上紘君。

答弁を求めます。

○村上消防長 入本議員さんには消防のこと、よくご理解いただいたうえのご指摘、重く受け止めさせていただきたいというふうに思います。

国の方の折衝につきましても、全国で初めてのことを今、問い合わせしとりますので、国が逃げることをないように、しっかり私どもも国の方と折衝していきながら、いい回答を勝ち取りたいということで、進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○松浦議長 引き続き、交通安全推進室の関係で答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 はい。それでは、子どもの安全対策の関連について、ご説明させていただきたいと思います。

御承知いただいとりますように、安全推進室の設置、その後、昨日から教育長の方からいろいろな対応につきまして、ご説明をしていただいとるところでございます。減らそう犯罪という取り組みの中で、そうした事件前からジャンパーをつくらせていただいて、警察等の連携、また、地域の推進員さん等の連携を固めさせていただいとります。今一度もう少し、そうした充実の方法につきましてはですね、教育委員会、各団体等の連携をとらしていただいて、検討を取らせていただいとりたいと思います。

以上です。

○松浦議長 答弁漏れはありませんか。

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○入本議員 議長。

○松浦議長 14番 入本和男君。

○入本議員 市長に伺います。今日言ったことは、非常にまあ細かいことかもしれませんが、しかしながら、協働のまちづくりについては、原点だと思います。協働、教育がちょうど絡んだ大きな問題が、下から良くならないとですね、上からいくら言ってもだめだと思うんですが、ひとつその点を、市長としては担当部署に今日言った以外のこともあろうかと思いますが、決意のほどを聞かせていただいとりたいと思います。

○松浦議長 ただいまの再々質問に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 それぞれ、担当の方からも答弁をさせていただきましたが、非常にいい提案もいただきましたので、今後それを踏まえながら、改善を加えていきたいと、このように思います。

○松 浦 議 長

以上で入本和男君の質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明16日から21日までを休会といたし、次回は22日午前10時に再開をいたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員